



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	東欧に関する連合国の戦争目的, 1941-1945 (3)
Author(s)	伊東, 孝之; Ito, Takayuki
Citation	スラヴ研究, 23, 139-167
Issue Date	1979
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/5083">https://hdl.handle.net/2115/5083</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	KJ00000113048.pdf



# 東欧に関する連合国の戦争目的 1941-1945 (3)

伊 東 孝 之

## 目 次

- I. はじめに
- II. 民族自決と安全保障——ソ連の西方国境をめぐる
  - 1. 宣言としての戦争目的——大西洋憲章とその周辺
  - 2. 大国の諒解事項としての戦争目的——英ソ交渉
  - 3. 英ソ条約とアメリカ
  - 4. 戦後秩序の模索
- III. 共同責任と勢力圏——東欧経営の原則をめぐる
  - 1. 領土から政権へ——論争点の転換
  - 2. 友好的政府と二国間条約——ポーランド型とチェコスロヴァキア型
  - 3. 西側の先例——フランスとイタリアをめぐる対立
  - 4. 軍事目標と政治目標の相剋——バルカン問題の登場
  - 5. 責任圏の分化——枢軸衛星国に対する政策
  - 6. 領土問題の残照——独ソ単独講和交渉における東欧（以上前号まで）
  - 7. 原則をめぐる攻防——モスクワ外相会談（以下本号）
    - i. モスクワ会談における東欧問題の比重と三大国の基本的立場
    - ii. 第2戦線問題と東欧
    - iii. 戦後安全保障体制と東欧問題
      - (1) 四大国宣言
      - (2) ヨーロッパ諮問委員会
    - iv. 東欧諸国の政権
      - (1) 亡命政府とバルチザン
      - (2) 親独政権の処遇
    - v. 東欧諸国の国際関係（以下次号）
- IV. 住民の意思と大国の政策——解放地域の政権をめぐる
- V. むすび

## 7. 原則をめぐる攻防 ——モスクワ外相会談

ローズヴェルトが久しく求めていたスターリンとの二者会談は、1943年夏に同盟関係がきびしい試練に立たされるに及んで無期延期となった。しかし、クルスクの会戦がソ連軍の大勝利に終り、他方においてイタリアの戦線離脱が次第に明確となるとともに、ふたたび連合国首脳会談の必要が感じられるに至った。このたびは、チャーチルの強い要請に基づいて、二者会談ではなく、三者会談が提案された。ソ連の指導者はこれに応じたが、その前に三大国の外交当局者による予備会談の開催を求めた。こうして、1943年10月末にモスクワで独ソ開戦以来最初の連合国外相会談が開かれることになった。この先駆的な会談は、アメリカの一史家が「戦争中の連合三大国の会談のなかで、係争問題が明確に定義され、系統的に討議され、真の取引によって処理された唯一のものとして際立っている」<sup>1)</sup>と特徴づけている如く、のちのどの大会談にもまして鋭く連合国の戦争目的政策の

1) V. Mastny, "Soviet War Aims at the Moscow and Teheran Conferences of 1943," *Journal*

論理と構造を浮び上がらせている。とりわけ東欧経営の原則の確定という観点から見ると、戦時中の連合国の会談のなかでもっとも重要なものであったということができよう。

モスクワ外相会談については、従来主として西側の参加者の回想録<sup>3)</sup>や1963年に公刊されたアメリカの外交文書<sup>3)</sup>に基づいて研究が行なわれてきた<sup>4)</sup>。研究の一層の前進を促したのは、会談において主役を演じたイギリスの外交文書が1972年に一般に公開されたことである<sup>5)</sup>。これに対して、イギリスの主要な交渉相手役を演じたソ連の外交文書は、長いあいだ一般に公開されず、ごく一部の国内の研究者だけが特別に閲覧を許され、「正史」の著述に従事するという状態が続いていた<sup>6)</sup>。しかし、ソ連においても、70年代に入って元通訳官の回想録などが発表され始め<sup>7)</sup>、近着の出版予告誌によれば、1978年秋にはモスクワ外相会談の詳細な公式記録が上梓されるということである<sup>8)</sup>。三大国の基本外交資料が出揃うことによって、ようやくこの重要な国際会議の本格的な研究が可能となるものと思われる。本稿の執筆にあたってソ連の外交文書の公刊を待つことができなかったのは残念であるが、東欧に関する連合国の戦争目的の解明という限定された課題設定においては、現在の資料状況においてもある程度有意な結論を導き出すことが可能と思われる。

#### i. モスクワ会談における東欧問題の比重と三大国の基本的立場

モスクワ会談において「係争問題が明確に定義され、系統的に討議され」たのには、それなりの背景があった。当初西側連合国は来るべき外相会談を、主として戦中・戦後の政治・経済問題について自由な意見探索を行なう場と考えていた<sup>9)</sup>。これに対して、スター

*of Modern History*, XLVII/3 (1975/9), 493.

- 2) Hull, *Memoirs*, II, 1274-1318; Eden, *Memoirs*, II, 410-18. および直接の参加者ではないが、Churchill, *Second World War*, V, 279-78 [邦訳「第二次大戦回顧録」, XVIII, 175-209] が多くの事実を紹介している。
- 3) *FR*, 1943, I, 513-781.
- 4) 代表的なもののみ挙げれば、McNeill, *America, Britain, and Russia*, 328-37; Feis, *Churchill, Roosevelt, Stalin*, 191-234; С. Боротынский, *Дипломатия периода второй мировой войны. Международные конференции 1941-1945 годов* (Москва 1959) [原典: S. Borotyński, *Dyplomacja okresu drugiej wojny światowej. Konferencje międzynarodowe 1941-1945* (Warszawa 1957)], 194-217; Израэлян, *Дипломатическая история*, 176-84; 同, *Antihitlerkoalition*, 223-38; Beitzel, *Uneas, alliance*, 170-232; Wheeler-Bennett, Nicholls, *Semblance of Peace*, 103-42; Kowalski, *Wielka koalicja*, I, 516-88.
- 5) これを利用した研究としては、Woodward, *British Foreign Policy*, II, 581-94; V, 73-78; Mastny, "Soviet War Aims," 481-93, Barker, *British Policy*, 118, 137-38, 208, 216, 228, 254-55 等がある。もっとも欽定史家故ウッドワードは、早くから公文書の閲覧を許されており、その研究も解禁によってはじめて可能となったものではない。
- 6) たとえば *История внешней политики СССР 1917-1966 гг. в двух частях* (Москва 1966), I, 405-11; *История дипломатии*, IV, 406-16; И. Н. Земсков, «Дипломатическая история открытия второго фронта в Европе (1941-1944 гг.). Документальный обзор», *Международная жизнь*, 1970/3, 5, 11; 1974/4, 6, 9, 12; 1975/2, 3, ジェムスコフ論文は前二者とやや性格を異にし、その資料的基礎において注目すべき水準の高さを示している。モスクワ会談に関する部分は、1975/2, 115-20.
- 7) たとえば В. М. Бережков, «Становление антигитлеровской коалиции», *Новая и новейшая история*, 1973/1, 2. モスクワ会談に関する部分は 1973/2, 105-13.
- 8) *Московская конференция министров иностранных дел СССР, США и Великобритании 19-30 X 1943 г.* (Москва: Политиздат 1978), *Новые книги*, 1978/16/30.
- 9) ローゼヴェルト/チャーチルからスターリンへ (1943. 8. 18). *FR*, 1943, I, 514; (*Correspon-*

リンは、当面の軍事問題についてより拘束的な決定を行なうための準備会談とみなし、前もって討議すべき問題の範囲を決め、議題を文書の形で提出するよう求めた<sup>10)</sup>。こうして、各国外交当局は、自己の立場を周到に定式化して会談に臨むことを迫られた。会談議事録は、おのずから、どの国が何の問題に関心を持ち、どれほど言い分を通じたか、あるいはまた譲歩したかを一目瞭然に示している。

あらかじめとりきめられた議題 17 のうち、ほぼ半数にあたる 8 が直接東欧問題に関連していたが、残りの議題のなかにも一般的な問題を扱いながら東欧情勢の展開に大きくかかわるものが 5、全く別の地域の問題を扱いながら同様に東欧問題と深い繋がりのあるものが 2 あり、直接間接に東欧と関連のある議題を合わせると実に 15 に達し、全体の 88 % を占めた。この数字は、東欧問題が会談においていかに大きな関心事をなしたかを如実に示している。議題を提案国別に見れば、ソ連の提出議題は僅かに 1 つ、すなわち「戦争の期間を短縮する措置の検討」であった。このことからソ連がモスクワ会談、および来るべき首脳会談をもっぱら戦略問題決定の場、なかんずく西側から第 2 戦線開設に関する具体的な言質をとりつける機会とみなしていることは明らかであった。これに対して、アメリカは 4、イギリスは実に 13 の多数にのぼる議題を提出した（米英の議題は 1 つ重複）。米英の議題のあいだには、特徴的な相違があった。アメリカの議題は、一般的安全保障に関する宣言、戦時中の政治・経済問題の処理方法、ドイツの取扱い、戦後の経済復興問題等いずれもきわめて一般的性格の濃いものであった。これに対して、イギリスの議題は、イタリア・バルカン情勢、フランスの民政、対トルコ政策、対イラン政策、ソ連=ポーランド関係、ユーゴスラヴィアの抵抗運動に対する政策等、いずれも具体的・実際の問題を対象としていた。このほか、三大国の政策調整機構の設置、ドイツおよび他の敵国の取扱いに関する原則協定、小国との協定自粛、東欧連邦、解放地域に対する政策、反勢力圏宣言等のような一見大きな一般原則問題を扱っているように見える議題も、実際には具体的な問題と密接に関連していた<sup>11)</sup>。

アメリカの方針は、イギリス提案の反勢力圏宣言問題の討議に際してのハルのつぎの発言からある程度窺い知ることができる：「合衆国政府は、あらゆるこうした問題の一般的な取扱いにおいて、まず世界的に適用可能な一群の原則をとりきめ、然るのちに三大国がこれらの原則に導かれてイギリス提案の如き個々の特殊な問題を検討すべきであると信ずる。合衆国政府は今日まで一般的な原則がとりきめられる前になんらかの特殊な地域あるいは問題を取り上げて特別の検討を加えようとはしなかった。自分は、個人的に、一般的な問題をまず取り上げるという態度で、国際協力と世界平和の安定的・永続的な基礎作りの問題全体に臨むのが唯一の正しい、合理的なやり方であると強く感じている。」<sup>12)</sup>このよ

*dence*, (Moscow 1977<sup>2</sup>), I, 151-52; II, 76-77 (前者と後者ではやや文面が異なる。後者はロシア語からの重訳と思われる) [邦訳「米英ソ秘密外交書簡」, 米ソ篇, 144; 英ソ篇, 75-76]。

10) スターリンからチャーチル/ローズヴェルトへ (1943. 8. 24), *Переписка*, I, 149-50; II, 83-84 [邦訳「米英ソ秘密外交書簡」, 米ソ篇, 78; 英ソ篇, 146]。会談の性格規定をめぐる対立は会談開始後も続いた・ハミルトン (Maxwell M. Hamilton, 駐ソ米代理大使) からハルへ (1943. 9. 30); モスクワ会談第 1 回会合 (1943. 10. 19), *FR*, 1943, I, 578-79 を見よ。

11) 会談文書 1 号, 採択議題, *FR*, 1943, I, 703-04。

12) 第 8 回会合 (1943. 10. 26), 同上, 638。

うなモスクワ外相会談におけるアメリカの一般的方針は、戦争中は具体的な問題の検討を一切回避し、原則問題についての合意のみにとどめるという参戦以来の國務省の路線の延長上にあつたと見ることができよう。

イーデンの方針は、イギリスの史家ウィーラー=ベネットとニコルズが指摘しているように、より小じんまりとしていて (rather less Olympian), 無限により实际的であつた。たしかにイーデンとその助言者は、戦後イギリスは戦時の同盟国、とくに合衆国との協力なくしては大国としての役割を果し得ないと信じ、アメリカが両大戦間期のように世界政治から遠ざかることがないよう熱心にハルの大構想を支持した。しかし、かれらはそれだけでは満足しなかつた。イギリスの外交当局者は、いかなる国際平和案もヨーロッパの安全保障の基礎のうゑに立脚しなければ永続し得ないと信じた。したがって、モスクワ外相会談においてイギリス代表が全力を傾注したのは、ヨーロッパ問題の処理の具体的な細目について三大国の協力体制を確立することであつた<sup>13)</sup>。東欧問題に直接かかわる議題がすべて、イギリスの提案にかかるものであつたことはけっして偶然ではない。

アメリカは、モスクワ会談において、一部の議題を除いて、著しくイニシアティブを欠いた。このため、モスクワ会談は、米英ソ三者会談というよりもむしろ英ソ二者会談の趣きを呈しがちであつた。この傾向はとくに東欧問題に関して顕著であつた。アメリカ代表ハルは、東欧に関連する議題が討議される度に、英ソ代表の意見交換に「何もつけ加えることがない (nothing to add)」と述べるのが常であつた<sup>14)</sup>。アメリカ代表がとくに発言を求めた場合、その役割はしばしば建設的というよりもむしろ妨害的であつた。こうしたアメリカの態度の背景として、まずアメリカ代表団を率いたハル國務長官が、外交交渉の任にあたる者として、他の二大国の代表に比べて著しく精彩を欠いていたことを挙げねばなるまい。アメリカ代表団の主席としては、もともとハル長官ではなくウェルズ次官が予定されていたが、出発直前になってハルがウェルズに対する個人的敵愾心から自分が代表団を率いることを主張し、ローズヴェルトもハルの議会における影響力を考慮してやむなくこれを認めたのであつた。ハルは、モスクワ会談のような大きな国際会議における交渉の経験が欠いていた。加えて高齢と体力不足は長途の旅行後のマラソン会議におけるハルの交渉能力に大きな影を落した<sup>15)</sup>。つぎに、アメリカ代表は、一連の重要問題に関して交渉の全権を与えられておらず、この点英ソの代表が大幅な行動の自由を享受したのと対照的であつた。ハルは、重要な交渉局面において、しばしば自分に交渉の権限がないことを告白せざるを得なかつた<sup>16)</sup>。第3に、アメリカ代表は、東欧のようなアメリカにとって疎遠な地域の問題に通じておらず、準備不足の観を免れなかつた<sup>17)</sup>。ハルは、こうした問題の検討をイーデンとモロトフに委ね、両者の議論が膠着状態に入るとしばしば「時間節約のため」一件を専門家委員会にまわすことを提案した<sup>18)</sup>。しかし、こうした高度に政治的な

13) Wheeler-Bennett, Nicholls, *Semblance of Peace*, 89-90.

14) たとえば、モスクワ会談の会合記録の以下の箇所を見よ、FR, 1943, I, 585, 611, 618, 625-26, 633-34, 638, 668, 680.

15) Wheeler-Bennett, Nicholls, *Semblance of Peace*, 106-07, 111; Kowalski, *Wielka koalicja*, I, 508-09; Gaddis, *United States*, 19-20.

16) たとえば、FR, 1943, I, 578-79, 585-86 を見よ。

17) たとえば、同上, 625-26, 628 を見よ。

18) たとえば、同上, 627, 630, 652, 680.

問題について政治レベルで結論が得られないとすれば、専門家レベルで得られる見込みは一層少なかったといわなければなるまい。事実、ハルの提案は、緊急に解決を要する重要案件が棚上げされるのに大いに貢献したのである。

しかし、こうした理由はいずれも決定的なものではなかったように思われる。ハルは関心のある問題の審議には終始精力的に取り組んだし、交渉権を制限されていたのは主に軍事問題であった。準備不足であったという点についても、国務省の多くの政策企画委員会が1年以上にわたって東欧問題のさまざまな側面について詳細な検討を重ねていたこと<sup>19)</sup>、加えてハル自身モスクワへの出発前に関係国政府の外交代表からそれぞれの関心事項についてブリーフィングを受けていた<sup>20)</sup>ことを見れば、必ずしもそれほど大きな障害であったように思われぬ。したがって、アメリカが東欧問題に関する発言を控えたのは、何よりも他により大きな関心事があったからだと考えた方が自然である。それでは、アメリカは何にそれほど関心をもったのだろうか。第1に、先に引用したハル発言が示唆しているように、戦後安全保障体制の大原則についてソ連の同意をとりつけることがアメリカの大きな関心を占めた。アメリカは、いわゆる四大国宣言の発布をもっとも重要とみなし、その実現のためには他の案件を多少犠牲にすることも厭わなかった<sup>21)</sup>。第2に、アメリカはモスクワにおいて公式の議題には登録されていない大きな関心事を有していた。それはソ連の対日参戦であった<sup>22)</sup>。アメリカは、欧州戦線と同じ程度に太平洋戦線を重視し、ソ連の対日参戦の約束が取りつけられるなら、欧州問題においてある程度譲歩を行なうこともやむを得ないとの考えに傾きがちであった。さいごに、一連の問題をめぐる米英の対立、とくにケベック会談以来尖鋭化していたハルとイーデンの個人的反目が大きく作用した。英外相は、モスクワ会談を前にして、西側の政策を調整しておくことが必要と感じ、出発前とモスクワへの途上とモスクワ到着後の三度にわたって執拗に米国務長官との接触を求めたが、アメリカ側は回避的であった。ハルはこうした態度を、ソ連に英米がグルになっているという印象を与えないためだと説明した<sup>23)</sup>。このように見れば、アメリカが東欧問題に消極的であったのは、けっしてたんに未熟とか無知のためばかりでなく、ある程度計算の上でのことであったように思われる。言うまでもなく政治の世界では、行動によってと同じく、無行動によっても一定の結果がもたらされる。アメリカの外交当局者が東欧問題における自己の無行動によっていかなる事態がもたらされるか、予想される事態がアメリカの長期的な政策目標とどの程度合致しているかを十分見通していたかどうか

19) Davis, *Cold War Begins*, 62-88.

20) ハルがモスクワに出発する日に面会する機会をもったポーランド大使チェハノフスキ (Jan Ciechanowski) は、その印象をつぎのように伝えている：「私との幾たびかの会見のなかで、ハル国務長官がこのときほど神経を集中し、鋭い反応を見せたことは稀であった。私は、かれがモスクワで討議されることになっているすべての問題の詳細に十分通じているのを見、[モスクワで] なにか歯に衣を着せずに言う覚悟をしているという印象を受けた。」 Jan Ciechanowski, *Defeat in Victory* (Garden City 1947), 212.

21) Wheeler-Bennett, Nicholls, *Semblance of Peace*, 107-08. ハルは四大国宣言の原則が認められれば、他の問題はおのずから解決されると信じていた, Hull, *Memoirs*, II, 1239, 1315; ハルからローズヴェルトへ (1943. 9. 14), *FR*, 1943, I, 521.

22) 同上。

23) Hull, *Memoirs*, II, 1277-78; Wheeler-Bennett, Nicholls, *Semblance of Peace*, 109-10.

は疑わしいと言わなければならない。

こうして、モスクワ会談においては、東欧問題はもっぱらイギリスとソ連のあいだで交渉されることになった。モスクワ会談は、イギリスが西側を代表してソ連と交渉した最後の国際会議であったといわれる<sup>24)</sup>。しかし、このことは、けっしてモスクワ会談におけるイギリス外交の優位を意味していたのではなく、むしろその孤立を物語っていたのである。イギリスの史家が悔恨の情をもって指摘しているように、モスクワ会談においては、予想された英米の連帯、英ソの対立ではなく、英米の険しい対立、英ソの思いがけない友好が出現した<sup>25)</sup>。英ソの友好は、利害の一致を示すというよりもむしろイギリス側の一方的な譲歩によって贖われたものであった。

ソ連は、その提出議題が示唆しているように、軍事問題に関心を集中し、政治問題の検討においてほとんどイニシアティブを取らなかった。これは、一つには、ソ連がそれまで戦争の遂行に忙殺され、戦後問題を考察する余裕がなかったという事情を反映していたように思われる。会談の席上、モロトフは、ドイツ問題について率直にソ連の対応が遅れていることを認めている<sup>26)</sup>。おそらく外相会談に備えて、その直前の1943年9月に外務人民委員部に戦後問題を検討する委員会が設置されたが<sup>27)</sup>、実際の審議の過程でイニシアティブを発揮し得るほどには作業が進展しなかったようである。しかし、ソ連の政治問題における受動的な姿勢が、たんにこうした技術的理由にのみ基づいていたものとは思われない。戦後の領土調整と安全保障措置についてもっとも早期に、きわめて具体的な提案を行なったのは、他でもなくソ連であった。ただソ連の提案はソ連の利害が直接かかわる個別的問題に集中していた。これに対して、モスクワ会談において論議されたのは、個別的問題というよりは、むしろそれらを取り仕切るより一般的なルールであった。つまり、ソ連は、モスクワ会談において、それまで西側連合国との戦争目的交渉において提出してきたさまざまな要求を、より一般的な、ヨーロッパ的あるいは世界的な規模で適用可能な原則の形で定式化するよう求められたということができよう。ここでソ連は、意識的に、当面こうした問題におけるイニシアティブを回避する道を選んだ。おそらくこの決定には、軍事情勢がなお流動的な段階で、率先して自らの手を縛るようなルールの作成を行なうよりも、むしろイニシアティブを西側に委ね、自国の関心地域における行動の自由を妨げかねないようなもののみをチェックする方が得策との判断が働いたものと思われる。

## ii. 第2戦線問題と東欧

第2戦線問題が、独ソ戦争勃発以来の連合国間交渉において東欧問題と直接間接に関係づけられて論議されてきたことは、すでに幾度も指摘した通りである。この問題の決着が、以後の東欧問題の展開に重大な影響を及ぼさざるを得ないことは明らかであった。第2戦線問題に結論を与えたモスクワ会談およびそれに続く連合国首脳会談は、事実上東欧問題に関する連合国の戦争目的論争の大枠を決定したといえるであろう。

西側連合国内での戦略論争は、1944年5月1日を目標日として英仏海峡横断作戦〔い

24) Mastny, "Soviet War Aims," 483.

25) Wheeler-Bennett, Nicholls, *Semblance of Peace*, 110.

26) 第7回会合, 1943. 10. 25, *FR*, 1943, I, 632; *История внешней политики СССР*, I, 407.

27) 本稿 (2), 136-37.

いわゆる「大君主 (Overlord)」作戦] を敢行する。それまで他の地域における軍事行動はすべてこの作戦の必要に従属せしめるという 1943 年 8 月のケベック会談の決定によって一応落ち着いたかに見えた。しかし、イギリスはこの直後にケベック決定に背馳するような行動をとり始めた。9 月 9 日、チャーチルは、地中海の英軍にダルマチア海岸とエーゲ海の諸拠点を奪取するようにと指令した〔いわゆる「爵位授与 (Accolade)」作戦〕。まもなく、こうした東地中海における英軍の行動が予想以上の兵力・資材を要求し、成功を収めるためにはイタリア半島における作戦を縮小し、さらには「大君主」作戦そのものをもある程度犠牲にせざるを得ないことが明らかとなった。アメリカは、こうした英軍の行動を不安の目をもって眺めた。軍事指導者のなかには、もし「大君主」作戦優先の原則が容れられないならば、米軍の主力を太平洋地域に移動させるべきだと極論する者もあった<sup>28)</sup>。

伝統的な解釈によれば、こうした対立は、イギリスが第 2 戦線問題を政治問題と把握したのに対し、アメリカがもっぱら軍事問題と把握して、勝利をできるだけ速やかに、またできるだけ決定的に達成できる方法を追求したためだとされる。これに対して、最近こうした見方に批判的な研究があらわれている<sup>29)</sup>。それによれば、アメリカ軍部の意図もまた終始一貫して高度に政治的であって、英米の対立は政治と軍事の対立というよりもむしろ二つの相反する政治的観点の対立であった。アメリカの軍事指導者は、第 2 戦線問題の決定にあたって、3 つの考慮に導かれていた。第 1 は、戦後の世界経営のためにソ連の協力的姿勢を確保しなければならないという考慮である。このためには、戦時中からソ連に誠意を示す必要があり、とくに第 2 戦線問題においてソ連にとってもっとも望ましいと思われる作戦——ソ連に対するドイツの軍事的圧力をできるだけ早期に、かつできるだけ効果的に減らすような作戦——を採る必要があった。このような作戦は、アメリカ軍部の見解では、北フランス上陸作戦を措いてなかった。第 2 は、ソ連に対して講和会議における西側の立場を強化するため、ドイツの敗北前に西ヨーロッパを制圧しておかなければならないという考慮である。アメリカ軍部の見解では、バルカン半島は、ドイツを敗北せしめ、同時に大陸におけるソ連の覇権を阻止するに適した戦略地点ではなかった。第 3 は、アメリカの利害が主として太平洋と西ヨーロッパにあって地中海にはないという認識である<sup>30)</sup>。

これらの指摘は、たしかに傾聴に価するものを含んでいる。しかし、戦争は他の手段をもってする政治の継続であるというクラウゼヴィツの格言に固執するあまり、あらゆる軍事的決定の背後に政治的性格を読みとろうとするのは行き過ぎであろう。戦争開始の決定や大きな戦略的決定が政治的観点からなされることは言うを俟たないが、一定の目標が与えられたのちにそれを実現する手段について軍事技術的な観点から意見が分かれることは十分に考えられる。バルカン作戦をめぐる英米の対立は、単純に政治と軍事の対立ではなく、またもっぱら政治的な対立でもなく、むしろ政治と軍事の両レベルにおける対立と理解すべきではなからうか。政治のレベルだけを取りあげてみれば、上記 3 点のうち、イギ

28) Mark A. Stoler, *The Politics of the Second Front. American Military Planning and Diplomacy in Coalition Warfare, 1941-1943* (Westport/London 1977), 107, 113, 135, 137.

29) 同上。

30) 同上, vii, xi-xii, 105, 117, 120-23, 162-63.

リスが同意できなかったのはおそらく太平洋重視主義だけであって<sup>31)</sup>、英米のあいだにそれほど深刻な対立があったようには思われない。

西側は、西側陣営の内部でこの戦略論争に決着をつけることができなかった。たしかに西部戦線におけるアメリカ軍の比重は次第に増大しつつあった。第2戦線開設時には、アメリカの兵力がイギリスのそれを凌駕するであろうことが予想された。「大君主作戦」の指揮権をアメリカが掌握したのは、こうした変化を反映していた。しかし、両者の力関係は、まだアメリカに圧倒的に有利とはなっておらず、少くとも1943年のヨーロッパにおいては、一種の均衡状態が存したというべきであろう<sup>32)</sup>。ここに他でもなくソ連が、英米の戦略論争の裁定者として現われることになった所以がある。争点からいえば、ソ連が裁定者となることはむしろ自然であった。なぜなら重要な争点の一つは、英米いずれの構想がソ連の軍事的必要をよりよく満たすかにあったからである。ソ連の必要をもっともよく知る者はなんといってもソ連自身であった。

ところでソ連の軍事的地位は、第2戦線問題がはじめて提起された1941年から大きく変化していた。東部戦線の形勢はスターリングラード戦後、眼に見えてソ連に有利となっていたが、この傾向はとくにクルスク会戦後決定的となった。今日の眼から見るならば、ソ連はすでにモスクワ会談開催当時、独力でもドイツを打倒し得る態勢を固めつつあったと言えるかも知れない。しかし、そのような判断はあくまで事後の知恵であって、ソ連の指導者は当時事態をそれほど楽観的には見ていなかった。この点について、アメリカの史家マストニーは、ソ連はモスクワ会談に「強者の立場というよりもむしろ弱者の立場から臨んだ。……これに対して西欧列強は、自己の物量的優越を確信し、最終的勝利への連合国の抗い難い驍進とみなしたものをより大なる自信をもって眺めた」と指摘している<sup>33)</sup>。このように客観情勢と主観的認識のあいだには若干のズレがあり、ソ連の指導者は西側連合国による第2戦線の早期開設が、ソ連にとってなおヴァイタルであると信じていたように思われる。このことは、ソ連がモスクワ会談の唯一の議題として「戦争を短縮する措置の検討」を指定したことによくあらわれている。このように第2戦線の必要度が、軍事情勢の好転にも拘わらず、少くともソ連の指導者の主観においてはなおそれほど減じていなかったとすれば、ソ連の側から第2戦線をめぐる英米の戦略論争に対していかなる反応が期待できたであろうか。

英米の戦略構想の重要な相違の一つは、アメリカ構想にあっては1944年5月まで西側連合軍が無活動を強いられるのに対して、イギリス構想にあっては絶え間ない軍事活動の展開が可能であり、したがってソ連の軍事負担の軽減には速効が期待できるという点にあった。加うるに、もしバルカン半島が連合側の手に落ちれば、ソ連に援助物資を輸送するもっとも安全なルートが開かれる筈であった。アメリカの政策決定者を悩ませたのは、ソ連がどちらの構想を望ましいと考えているか把握できないことであった。もしソ連にとっ

31) 英米はヨーロッパ第一主義について合意しており、アメリカも本来はヨーロッパを優先させなければならぬ立場にあったが、こうした原則と実際が大きく乖離していたことについては、福田茂夫『アメリカの対日進攻戦略の展開』、「国際問題」, 216 (1978/3), 27-39 を見よ。

32) 大統領と統合参謀本部長との会談 (1943. 11. 19); チャーチル覚書 (1943. 11. 25), *FR, Cairo and Teheran*, 248-53, 407-08.

33) Mastny, "Soviet War Aims," 482.

てイギリス構想の方が好ましいならば、アメリカの政策が拠って立つ基礎は崩壊するだろう。けだし、アメリカの第2戦線論の重要な支柱は、ソ連にとってもっとも望ましい作戦を遂行することにあつたからである。ソ連が西側のバルカン上陸作戦を好ましいと考えていたことはあり得ないことのように思われるが、当時の状況においてはけっして排除することができなかった。この点については、ソ連がバルカン作戦論に批判的な見解を表明したことは、1943年11月末までクラウスの対独秘密接触以外に一度もなかったことを想起する必要がある。

西側がバルカン作戦に対するソ連の態度のバロメーターとみなしたのは、トルコの参戦問題であった。トルコはもともと1939年10月に英仏と相互援助協定を結び、地中海に戦争が波及した場合に連合側を支持することを約していたが、1940年6月イタリアの参戦によってその機会が訪れたとき中立を宣言し、またドイツの対ソ攻撃直前にこれと不可侵条約を結んで中立政策を堅持した。しかし、ドイツの中近東への進出を恐れていたイギリスは、弱体なトルコが参戦せず、中立を守ってドイツの進路を遮ったことをむしろ歓迎し、ドイツに対する抵抗力を培うためにトルコに対する軍事援助を継続した。アメリカもまたこの政策に賛同した。

戦況の進展に伴って、イギリスの政策は次第に変化した。トルコの中立は、いまやドイツの中近東への進出を妨げるといふより、むしろ西側のバルカン半島・黒海への進出を妨げる存在として意識され始めた<sup>34)</sup>。そもそもイギリスの指導者は、トルコの参戦をバルカン作戦の必須の前提と考えていた。チャーチルは、バルカンに第2戦線を開くようにという1941年9月のスターリンの示唆をトルコの中立政策を理由に断わっている<sup>35)</sup>。もっとも純軍事的には、トルコ参戦の価値は必ずしも明白でなかった。イギリスの軍当局は、トルコの戦争準備の著しい立ち遅れを考慮すると、加勢というよりもむしろ足手まといとなる公算が強いとの判断に傾いていたし、軍事基地としての利用価値もルーマニアの油田爆撃が目的であれば、ギリシア諸島や東地中海のイタリア領諸島が奪回されれば必ずしも高くないと指摘している<sup>36)</sup>。しかし外務省の見解では、「トルコを戦争に引き入れる問題は、軍事問題ではなく、政治問題」であった。トルコが中立を維持する限り、英軍がドイツ軍の撤退前かあるいはソ連軍の進駐前にバルカン半島に進駐することは不可能であった。加うるに、トルコは西側にとってソ連のバルカン進出に対する防壁の役割を果すものと期待されたが、対独戦争への何らかの貢献がない限り、公然とその利害を擁護することは困難であった<sup>37)</sup>。こうした考慮に基づいてイギリスは、1942年11月からトルコに対して参戦もしくは軍事基地の提供を執拗に要求するようになった。しかし、トルコはさまざま口実を設けてイギリスの要求を拒否し、当面中立政策を放棄する意思のないことを明らかにした<sup>38)</sup>。アメリカは、トルコの参戦によって西側の作戦活動が東地中海に拡大することを

34) Zehra Önder, *Die türkische Außenpolitik im Zweiten Weltkrieg* (München 1977), 17-35, 121-26, 177-78, 190; Kowalski, *Wielka koalicja*, I, 290-296.

35) チャーチルからスターリンへ (1941. 9. 19), *Correspondence*<sup>2</sup>, I, 32 [邦訳「米英ソ秘密外交書簡」, 米ソ篇, 23-24].

36) Önder, *Die türkische Außenpolitik*, 178, 187, 191-92, 194.

37) 同上, 187; Woodward, *British Foreign Policy*, IV, 147.

38) 1942年11月の第1回の参戦勧告が失敗したのちイーデンは、成功の見込み薄しと見てしばらく事

恐れ、イギリスの動きに警戒的であった<sup>39)</sup>。他方イタリア作戦の遂行に忙殺されていた英軍当局もまた、西側の戦力に余裕がない現時点でのトルコ参戦は望ましくないとの判断を示した<sup>40)</sup>。こうした事情を踏まえて英米首脳は、ケベック会談において、当面トルコに参戦を求めず、のちの時点での参戦に備えて軍事援助を継続するという決定を下したのであった<sup>41)</sup>。

1943年9月に入ってソ連の報道機関は、突如トルコの中立政策を批判し始めた<sup>42)</sup>。はたしてソ連は、モスクワ会談冒頭に戦争短縮措置の一つとしてトルコの即時参戦を提議した<sup>43)</sup>。トルコ問題の討議は、以後中断なく続き、会談最終日にまで纏れ込んだ。結局会期中に成立したのは、英ソ間の合意のみであった。アメリカの同意は、ようやく会談終了後にもたらされた。ソ連提案の動機は、必ずしも明らかでない。ソ連とトルコのあいだには、かねてからドイツとの関係、海峡通過権、領土問題、バルカン諸国に対する指導権などをめぐって根深い確執があった。また西側のトルコに対する政策、とくに軍事援助は、ソ連の疑惑的であった。ソ連は、西側がトルコに軍事援助を供与しているのは、この国が将来ドイツと戦うことを期待してではなく、ドイツの敗北後ソ連と対抗する勢力になるのを期待してではないかという正当な疑いを抱いていた<sup>44)</sup>。ソ連提案の隠された動機は、おそらく西側にトルコの即時参戦かそれとも軍事援助の中止かという二者択一を突きつけて、その真意をたずねることにあつたように思われる。しかし直接的・具体的な動機は、やはり緊急の軍事的要請にあつたとみるべきだろう。スターリンがイーデンに指摘しているところによれば、ソ連は1943年中にトルコの参戦を必要としており、それ以降となればあまり意味がなかった。またトルコの参戦は、東部戦線から少なくとも10個師団のドイツの兵力を移動せしめるだろうと計算された<sup>45)</sup>。

イギリスは、ソ連の要求に対して機敏な対応を示した。チャーチルはただちにソ連提案の原則的な受け容れを指示した。もっともチャーチルは、当面西側にトルコに対する物資の供給と空軍による掩護を行なう余裕がない事情を考慮して、参戦を強要するよりも自らのイニシアティブで参戦するよう仕向けた方が賢明であり、そのためにはいきなり参戦を要求するよりも、さしあたり軍事基地の提供などによって中立国の地位から非交戦国の地位に移ることを求めた方がよいだろうとつけ加えている<sup>46)</sup>。チャーチルの訓令は期限について言及していなかったが、実際の交渉にあつたイーデンは、ソ連の強い要求を考慮し

態を静観しようとした。これに対して、より楽観的に考えていたチャーチルは、イーデンを支持した戦時内閣の反対を押し切って、1943年1月、トルコ首脳と会見し、再度翻意を促した。しかし、トルコ側はこの勧告にも応じようとしなかった。Woodward, *British Foreign Policy*, IV, 104-30.

39) Stoler, *Politics of the Second Front*, 98.

40) Woodward, *British Foreign Policy*, IV, 133, 137.

41) 連合参謀本部の結論報告(1943.8.24), *FR, Washington and Quebec*, 1131.

42) Önder, *Die türkische Außenpolitik*, 197-98.

43) 第1回会合(1943.10.19), *FR, 1943*, I, 580-81 および議事録, 同上, 771 参照.

44) Önder, *Die türkische Außenpolitik*, 151-52, 164-67, 171, 173-75, 179-80, 182-83, 192.

45) Woodward, *British Foreign Policy*, IV, 144.

46) チャーチルからイーデンへ(1943.10.20; 10.23; 10.25), Churchill, *Second World War*, V, 286, 288-89 [邦訳「回顧録」, XVIII, 187-89, 192-94].

て「即時に軍事基地の提供，1943年末までに参戦」という提案を行なった<sup>47)</sup>。アメリカの反応は予想された如く消極的であった。ハルは，トルコの参戦は北フランス上陸作戦とイタリア作戦に努力を集中している西側連合軍に新たな負担を加えるものであり，好ましくない，トルコに対してはせいぜい「中立国として」空軍基地，輸送手段の提供を求めるにとどめるべきだと主張した<sup>48)</sup>。ソ連は当然イギリス案により好意的であった。孤立の危機に直面したアメリカは，会談後，「イタリア作戦，英仏海峡横断作戦の遂行に必要な資材を東地中海にまわさない」という条件づきで，英ソ案に同意を与えた<sup>49)</sup>。

第2戦線そのものについては，モスクワ会談は，ケベック会談の決定の再確認をもって終わったが，トルコ問題の討議の経過は，三大国の思惑の喰違いを明らかに示している。ソ連のおかれていた軍事的状況はなお深刻であった。ソ連の指導者は，現下の軍事的圧力を軽減できる見通しささえあれば，政治的考慮よりも軍事的要請を優先させる用意があった。ソ連の研究者が引用している未公開文書によれば，モロトフ外務人民委員は，会談後の11月6日，アメリカ大使ハリマンに「最近確認されたところでは，ドイツは軍隊をイタリアとバルカンから独ソ戦線に移動させている。本来ならば，連合国は二方向から共同して敵に打撃を与えなければならないというのに，現実にはこのように敵は独ソ戦線に軍隊を移動させることさえできるのだ」と抗議を申し入れている<sup>50)</sup>。ポーランドの史家コヴァルスキが「もしソ連がバルカン半島に覇権を確立するという周到に考え抜かれた計画をもっていたとしたら——これは西側の歴史家がしばしば表明する見解であるが——，なぜトルコの参戦を要求したのか？」と問い，この段階ではまだソ連のバルカン支配の決意が固まっていなかったことを示唆している<sup>51)</sup>のは，正鵠を得ているといわなければならない。

こうした事実は，アメリカの政策決定者にソ連のおかれていた状況について誤算があったことを示している。モスクワ会談後，アメリカは，はたして自己の戦略構想がソ連の希望に沿うものであるかどうか確信をもつことができなかった。これに対してイギリスは，こうした状況を自己の戦略構想，ひいてはその政治的目的を実現するチャンスと見たのであった。

イーデン外相は，モスクワ会談を終えるとその足でカイロに飛び，トルコ外相メネメンチョグル (Numan Menemencioglu) と会見して軍事基地の提供，年内参戦を強く迫った。これに対してメネメンチョグルは，トルコ軍の準備不足，ソ連のバルカン浸透の恐れ等を理由に，消極的な態度を示した<sup>52)</sup>。トルコがソ連の脅威を理由としたことは，同じ危惧を分ちもっていたイギリスにとって一つの機会を意味するように思われた。なぜなら，イギ

47) Woodward, *British Foreign Policy*, IV, 146.

48) ローズヴェルトからハルへ (1943. 10. 26); ハル覚書 (1943. 10. 28), *FR*, 1943, I, 644, 655-56.

49) ハルからローズヴェルトへ (1943. 11. 2); ローズヴェルトからハルへ (1943. 11. 4); ハルからローズヴェルトへ (1943. 11. 7), 同上, 697-700.

50) Земсков, 《Дипломатическая история》, *Международная жизнь*, 1975/3, 87. ハリマンは大統領あての会見報告でモロトフのこの発言に言及していない。ハリマンからローズヴェルトへ (1943. 11. 7), *FR*, 1943, I, 699-700 を見よ。

51) Kowalski, *Wielka koalicja*, I, 532. マストニーも同様の見解に立っている。Mastny, "Soviet War Aims," 484.

52) Woodward, *British Foreign Policy*, IV, 149-53; Önder, *Die türkische Außenpolitik*, 201-02.

リスは、これをソ連側にトルコの消極姿勢の理由として伝えて、もしソ連が真にトルコの参戦を欲するならば、なんらかの「代償を支払う」べきだと迫ることができたからである<sup>53)</sup>。具体的にイギリス外務省は、南東欧に関する米英ソ共同宣言もしくは憲章の発布を考慮していた。これについて、モスクワ会談当時、外務省南欧部において作成された一部内用資料は、「もし南東欧の最強国トルコがソ連の同意の下にこの地域の新秩序のなかで指導的地位を保障されれば、バルカン諸国一般の独立を保全し、ソ連の完全な半島支配を阻止するチャンスがあろう」と述べている<sup>54)</sup>。11月8日、イギリス大使クラーク=カーは、モロトフ外務人民委員と会見し、トルコの躊躇が主としてあり得べきソ連のバルカン浸透 (penetration) に関する不安に原因していると伝え、ソ連政府はバルカン半島について何らかの保障を行なうことを考慮してはどうかと示唆した。これに対して、モロトフは、トルコは何を恐れているのか、「浸透」とは何を意味するのかと問い返したと伝えられる<sup>55)</sup>。このエピソードは、イギリスがトルコ問題を借りて東南欧に関する宿年の目的を一挙に実現しようと企図したこと、これに対してソ連が強い疑惑を抱いたことを示している。しかし、ソ連はなおトルコの参戦に関心をもっていた。しかも、モロトフの「トルコは思いきり踏みつけてやるのがよい (Turkey should be trodden on hard)」という発言<sup>56)</sup>が示すように、トルコを戦争に引き入れる方法として、説得や利害誘導で足りなければ、力の行使も辞すべきでないと考え詰めていたように思われる。

### iii. 戦後安全保障体制と東欧問題

#### (1) 四大国宣言

アメリカは、モスクワ外相会談に、所謂四大国宣言 (Four-Power Declaration, のちに Four-Nation Declaration) 案を提出した。これは、米英ソ中の四大国が戦後安全保障体制の原則を宣言するという形をとったもので、まず原則を確定し、然るのちに個別問題の討議に入るというハルの構想に沿っていた。四大国宣言はのちに国際連合の基本原則を謳った文書として歴史に名をとどめることになったが、モスクワ外相会談の前にはその採択は必ずしも自明視されていなかった。とくに中国を原署名国とすることには、英ソの強い反対が予想された。イギリスは、この宣言をアメリカが戦後の国際政治に参加することの保障と見てはやばやと支持を表明したが、ソ連の強い反対が見込まれたためモスクワ会談で結論が出るとは予想していなかった<sup>57)</sup>。はたしてソ連からは四大国宣言に対する強い難色が伝えられた。ソ連の公式の反対理由は、四大国宣言の問題を三大国の会談で取り上げるのは不都合というものであったが<sup>58)</sup>、その真意は、中国の参加する宣言に署名することによって日本との関係を複雑にしたいくないというところにあった<sup>59)</sup>。このため、米國務省

53) 同上, 202.

54) Woodward, *British Foreign Policy*, IV, 148.

55) 同上, 152; Önder, *Die türkische Außenpolitik*, 202-03.

56) Woodward, *British Foreign Policy*, IV, 152.

57) Woodward, *British Foreign Policy*, V, 73.

58) モロトフからハミルトンへ (1943. 9. 29); グロムイコ (Андрей А. Громыко, 駐米ソ連代理大使) からステティニアスへ (1943. 10. 2), *FR*, 1943, I, 535, 538; スターリンからローズヴェルトへ (1943. 10. 6); *Переписка*, II, 96 [邦訳「米英ソ秘密外交書簡」, 英ソ篇, 89-90].

59) Бережков, 《Становление антигитлеровской коалиции》, 107.

は、会談の20日前までなお宣言を議題として提出すべきかどうか迷っていた<sup>60)</sup>。アメリカが四大国宣言を自国の最優先議題として提出することを決定したのは、かなり期日が押し迫ってからのことと思われる。アメリカは、中国を加えることについては、一步も譲歩しない決意であった。ローズヴェルトは、ハルとの事前の打ち合わせで、もし中国の参加が認められないならば宣言を出さない方がましだと語っている<sup>61)</sup>。このため、実際の交渉においては、四大国の原則を通すために他の多くの原則を譲歩しなければならない事態が予想された。

会談初日に幹事国ソ連が提出した議事日程表には、四大国宣言案が含まれていなかった。ソ連は、アメリカの強硬姿勢に圧されて、これを議題に加えることに同意したけれども、このエピソードは四大国宣言に対するソ連の反対がいかに大きなものであったかを物語っている<sup>62)</sup>。はたしてソ連代表は審議の冒頭から中国の参加に強い異議を唱え、四大国宣言を三大国宣言とする案を示唆した<sup>63)</sup>。これにはアメリカ代表が反対したため、会談はこの問題の決定を後まわしにして先に草案内容の逐条審議に入った。最も多くの論議を呼んだのは、占領行政に関する第2条と、軍事力の行使に関する第6条であった。

第2条は、アメリカ原案においては、四大国は敵の降伏と武装解除、「および敵領土と敵の占領下にある他国の領土の占領」に関するすべての問題において共同行動をとるとなっていた<sup>64)</sup>。これに対して、ソ連代表は、括弧で引用した部分の削除を主張した。モロトフは、その理由として、こうした問題はすべて降伏条件によってカバーされるか、そうでない場合でも、戦争遂行時の現実の軍事作戦にかかわるものであって、同盟国間の事前協定が不可能であることを挙げた。ハルが、せめて敵国から解放される連合側諸国の領土への言及を残してはどうかと示唆したのに対し、モロトフは現実の軍事作戦にかかわりがあることにおいては相違がないとして、これにも強い難色を示し、「たとえば、この条項は、オランダ、ベルギー、フランスのような英米軍によって解放される地域においてソ連軍が、また逆に、東部戦線において英米軍が解放作戦に参加し得るというふうにも解釈することができる」と指摘した。明らかにソ連代表の念頭にあったのは、やがてソ連軍の占領下に入るであろう地域の問題であった。イーデン外相が、第2条はイタリア占領に際しての連合軍政府(AMGOT)の試みに対するソ連の批判を生かし、将来同様の事態が起るのを避けるためのものだとして述べたのに対し、モロトフ外務人民委員は、「いずれにせよソ連代表は連合軍政府の行政に参加しなかったし、この点について十分連絡を受けなかった」として、その先例的意義をほのめかしたのであった<sup>65)</sup>。結局、西側はこの点について

60) Woodward, *British Foreign Policy*, V, 72-73.

61) ローズヴェルトとハル他との会談(1943.10.5), *FR*, 1943, I, 541 およびハルからステティニアスへ(1943.10.22), 同上, 604 を参照。

62) 第1回会合(1943.10.19), 同上, 580-81.

63) 第3回会合(1943.10.21), 同上, 593-96, 598.

64) 四大国共同宣言草案, 同上, 523. なおアメリカ草案の成立過程については、ケベック会談に関連した以下の文書を参照せよ。ローズヴェルト=ハル会談(1943.8.10); 宣言草案(1943.8.11); ハックワース(Green H. Hackworth, 国務省法律顧問)のコメント(1942.8.19); ハル=イーデン会談(1943.8.21), *FR*, *Washington and Quebec*, 681-83, 692-93, 728-30, 925.

65) 第3回会合(1943.10.21), 同上, 596-97. ハルが帰国後駐米ポーランド大使に語ったところによれば、モスクワ会談において、東欧諸国の解放あるいは占領に西側連合軍を参加させる案を示唆し

譲歩せざるを得なかった。

第6条は、アメリカ原案においては、四大国は「この宣言に盛り込まれた目的以外には、また合同の協議と同意 (joint consultation and agreement) ののちでなければ、他国の領土内で軍事力を行使しない」となっていた<sup>66)</sup>。この条項については、すでに会談前に、英外務省が、「アメリカ原案に同意するが、その意味合いは会談で吟味されることになるだろう。たとえば、英米は、ロシアとの協議後でなければフランスあるいはオランダで作戦できないことになり、ロシアは、われわれとの協議後でなければ、ポーランドあるいはルーマニアに進撃できないことにならないだろうか」という意味深長なコメントを行っていた<sup>67)</sup>。イギリスの指摘を受けて、アメリカは、「敵の敗北後は (following the defeat of the enemy)」という限定句を挿入した<sup>68)</sup>が、ソ連代表はモスクワ会談においてまずこの点を取り上げ、「敵の敗北後は」を「戦後期においては (in the postwar period あるいは after the end of the war)」とすることを提案した。一般に、敵の敗北と戦後期の起点をなす講和条約の締結の間には、かなりの期間が介在することが予想された。さらに、イーデンが指摘したように、戦後期の開始を対日戦争の終結時とすれば、この期間は一層長くなる恐れがあった<sup>69)</sup>。ソ連の意図が、他から牽制されることなく軍事力を行使できる期間をなるべく長く設定することにあつたのは明白である。しかし、この点については、ソ連は、「戦争状態の終結後 (after the termination of hostilities)」という表現で妥協した<sup>70)</sup>。つぎに、外務人民委員は、第6条の「合同の協議と同意」という部分を削除することを提案し、その理由として、宣言の調印国が非調印国と軍隊の駐留権に関する条約を結んでいる場合がある (具体的には英ソ) ことを挙げた<sup>71)</sup>。モロトフは、この条項の取扱いに並々ならぬ関心を示し、特別の検討委員会を設置することさえ提案した。具体的に何を念頭においているのかとのハルの問いに対して、モロトフは、率直に、将来第3国と相互援助と軍事基地の設置に関する協定を締結する際に差障りがあるのではないかと懸念していると答えている<sup>72)</sup>。明らかにソ連の関心は、四大国宣言がソ連の企図する2国間条約網の障害となるのを防止することにあつた。結局西側はここでも大きな譲歩を行ない、「同意」規定の削除を認めた。「協議」規定の方は残されたが、イーデンが述べた如く、これは「同意」規定ほど拘束力をもち得なかった<sup>73)</sup>。

ソ連は、会談後半になってようやく中国の参加に同意した<sup>74)</sup>。四大国宣言は、会談最終

たとき、ソ連代表は断固これに反対し、北アフリカ、シチリア、イタリアの連合軍がもっぱら英米軍から成っていることを指摘して、ここに一つの先例が作られており、東中欧のソ連軍にも同じ原則が適用されることを望むと述べたといわれる。Ciechanowski, *Defeat in Victory*, 236. 公式の会談記録には該当箇所を見出せないが、恐らく前記引用箇所を指しているであろう。

66) 四大国共同宣言草案, *FR*, 1943, I, 523 (のちに2項削除されたため、原案では第8項)。

67) 英大使館から米國務省へ (1943.9.28), 同上, 533.

68) 共同宣言草案, 同上, 601. およびハルの口頭声明, 同上, 601-02 を見よ。

69) 第3回会合 (1943.10.21), 同上, 598-99.

70) 第8回会合 (1943.10.26), 同上, 640.

71) 第3回会合 (1943.10.21), 同上, 599.

72) 第8回会合 (1943.10.26), 同上, 641.

73) 同上。

74) 同上, 641. ソ連の突然の譲歩の背景は明らかでない。ハルが私的な席でモロトフに、アメリカは中国の参加が認められなければ、ヨーロッパから撤退し、太平洋地域での戦争に専念せざるを得な

日に調印され、ただちに一般に公開された。連合国の世論は、高邁な原則を謳った新たな戦争目的宣言を熱狂的に歓迎したが、その個々の条項の具体的な意味内容に注意を払った者は少なかった。そのなかで、東欧亡命政府筋だけは、宣言の微妙な言いまわしのもつ意味合いを見逃さなかった。とくに、ソ連軍の進駐を目前に控えたポーランド政府は、占領行政や軍事力の行使に関する連合国間の取りきめを注意深くフォローしていた。駐米ポーランド大使チェハノフスキは、國務省に提出した覚書のなかで、四大国宣言はポーランドの解放に英米軍はおろかポーランド軍さえも参加することができないこと、ドイツとの戦争状態の終結まで宣言に盛り込まれた原則によっても、また英米との協議義務によっても拘束されないソ連の占領行政が続くことを意味すると指摘した<sup>75)</sup>。これはソ連から外交関係の断絶を宣告されていた政府にとって、たしかに暗い見通しであった。國務長官ハルは、モスクワ会談の一大成果と自負するものに対してポーランドが批判的であることに不興の色を示し、「四大国宣言は将来ポーランドにとってすべてのことを意味する」と強調した<sup>76)</sup>。こうした説明がポーランド側にとってあまり大きな慰めとならなかったことは言うまでもない。四大国宣言の討議の過程が示すものは、中国の参加を確保するために東欧に関連の深い一連の原則が希釈化されたこと、換言すれば、アメリカが自国の利害が深くかかわっている太平洋地域に関して言い分を通した代りに、ソ連が同様の立場にある東欧地域について主張を貫いたことであろう。

## (2) ヨーロッパ諮問委員会

イギリスもまた一般的安全保障の問題に独自の貢献を行なった。しかし、イギリスのアプローチは、アメリカのそれと全く異っていた。イギリスは原則の宣言よりも組織づくりを重視し、具体的な問題を処理するための連合国間の協議機関の設置に熱意を注いだ。モスクワ会談の第3議題「常時密接な協力を要する問題を処理するための機関の設置」は、イギリスの提案にかかるものであり、イーデンが回想しているところによれば、イギリスがもっとも重視した議題であった<sup>77)</sup>。この機構は、「ヨーロッパ諮問委員会 (European Advisory Commission)」と呼ばれ、英米ソ三大国代表によって構成され、ロンドンに常駐し、戦争の進展とともに生じてくるヨーロッパのあらゆる政治問題を検討し、その結果を各国政府に勧告する役割を担う——イーデンの表現を借りれば、「ヨーロッパ問題の清算所 (clearing house)」となる——筈であった<sup>78)</sup>。

「ヨーロッパ諮問委員会」案自体は、けっして長期の周到な準備の末に提出されたものではなく、多分に即興的性格の濃いものであった。「ヨーロッパ諮問委員会」という名称

いだろうとほのめかしたのが効を奏したことも考えられる。ハル=モロトフ会談 (1943. 10. 21); ハルからローズヴェルトへ (1943. 10. 22), 同上, 602-03, 604 を見よ。他方アメリカ代表団にとっては、ハルが語っているように、ソ連が1週間にわたって中国の参加を拒否し続けたことは、大きな心理的圧迫であった。Ciechanowski, *Defeat in Victory*, 235.

75) チェハノフスキからダン (James C. Dunn, 米國務省政治関係補佐官) へ (1943. 11. 17), *FR*, 1943, III, 478-80.

76) ハル=チェハノフスキ会談 (1943. 11. 19), 同上, 484; Hull, *Memoirs*, II, 1315-16.

77) Eden, *Memoirs*, II, 410-11.

78) イーデンの声明 (1944. 10. 22); 第4回会合 (1943. 10. 22); イギリス提案 (1943. 10. 24), *FR*, 1943, I, 604-07, 705-08, 710-11.

は、会談の1週間前にイギリスがアメリカに手交した覚書<sup>79)</sup>ではまだ使われていない。それは、会談4日目にイーデンが読み上げた声明<sup>80)</sup>のなかにさえもまだ登場していない。この名称がはじめて登場するのは、10月24日付のイギリスの正式提案書<sup>81)</sup>であり、会談中の討論においては一貫して「ロンドンの政治軍事委員会」、あるいはたんに「ロンドン委員会」の呼称が用いられた。このように「ヨーロッパ諮問委員会」案は、会談開始後もなお流動的な状態にあった。

「ヨーロッパ諮問委員会」構想は、疑いもなく先にイギリスが上梓した「国際連合ヨーロッパ委員会」案<sup>82)</sup>、またスターリンが提案した「軍事政治委員会」案<sup>83)</sup>と密接な関連にあった。新案の特徴は、一般的なヨーロッパ問題を扱う機関をイタリア問題を扱う機関から切り離れたところにあった。イーデンはこれを情勢の変化によって説明した。すなわち、旧案はいずれもイタリアの降伏が切迫した状況の下で作成されたため、他のヨーロッパ諸国の問題をその射程範囲に含めつつも主としてイタリア問題を念頭においていた。しかし、この間に、イタリア問題は一段落し、収束に向う一方、他のヨーロッパ諸国の問題が陸続登場し、解決を求めるようになった。ここに、特殊にイタリアに関わる問題と、一般的なヨーロッパ問題とを区別する必要性が生じてきた。イギリスは、このような観点にそって、イタリア問題の処理機関として「イタリア諮問委員会 (Advisory Council for Italy)」を、またヨーロッパ問題一般の処理機関として「ヨーロッパ諮問委員会」をそれぞれ設置することを提案した。イタリア委員会は、イタリアにすでに存在する軍事的色彩の濃い連合軍政府やその後継機関たる連合国管理委員会にとって代り、その政治的機能を漸次引き継いでゆくものとされた<sup>84)</sup>。これに対して、ヨーロッパ委員会は、ヨーロッパ全体を対象とする全く新しい三大国の協議機関であった。それはまた、旧案と異って、枢軸側諸国の問題だけでなく、解放されようとしている連合側諸国の問題も協議の対象とすることができた。すなわち、それは事実上すべてのヨーロッパ問題を検討する機関であった。旧案によれば、「国際連合ヨーロッパ委員会」はヨーロッパ大陸の適当な地点に、また「軍事政治委員会」はアルジェカシチリア島に設置されることになっていたが、イタリア問題との直接の関連を欠く「ヨーロッパ諮問委員会」は、地理的に連合諸国政府と連絡のとりやすいロンドンに設けられるべきであった。

こうした公式の説明の背後には、言うまでもなく隠された動機が潜んでいた。そもそもイギリスが「国際連合ヨーロッパ委員会」を提案したのは、ソ連をいちはやくヨーロッパ問題に関する協議体制に引き入れて東欧に排他的な勢力圏を創出するのを阻止しようとの意図に出ていた<sup>85)</sup>。こうした協議体制が有効に機能するためには、西側とソ連がそれぞれ

79) ステティニアスからハルヘ (1943. 10. 12), 同上, 554-55.

80) 同上, 705-08.

81) 同上, 710-11.

82) 本稿 (2), 157.

83) 本稿 (2), 158.

84) 「イタリア諮問委員会」については、ここでは詳述できない。以下の箇所を見よ：ハミルトンからハルヘ (1943. 10. 20)；第4回会合 (1943. 10. 22)；第5回会合 (1943. 10. 23)；ステティニアスからハルヘ (1943. 10. 25)；第11回会合 (1943. 10. 29)；第12回会合 (1943. 10. 30)；イギリス提案 (1943. 10. 24)；最終案, *FR, 1943, I, 588, 605-06, 609-11, 619-20, 635-36, 662-64, 680, 711-12, 758-59.*

85) 本稿 (2), 157.

西欧と東欧において互いに相手側の発言権を認め合うという相互主義の原則が貫徹されなければならなかった。イギリスがスターリンの「軍事政治委員会」案を歓迎したのは、このような観点からであった<sup>86)</sup>。しかし、先に述べたように、この間に西側首脳はイタリア問題に関してソ連代表にオブザーバー以上の資格を与えないという決定を下していた<sup>87)</sup>。ここにイギリスの意図したヨーロッパ問題に関する協議体制の重要な前提が崩れるに至った。しかし、「国際連合ヨーロッパ委員会」は、地域主義的原理に基づく戦後安全保障組織というイギリスの長期的な構想と密接に結びついていたので、イギリスとしては容易に放棄することができなかった。そこで、イギリスは、スターリンの「軍事政治委員会」案からイタリア問題に関する部分を切り離し、ヨーロッパ全体にかかわる部分を救い出そうとした。換言すれば、イギリスは、「イタリア諮問委員会」において西欧問題に対するソ連の発言権を封じ込め、同時に「ヨーロッパ諮問委員会」において東欧問題に対する西側の発言権を確保しようとしたのであった。

はたしてソ連代表は狙いを過たず、新案が旧案といかなる関係にあるかを執拗に質し、ソ連政府としては旧案の方が好ましいと考えていると指摘した<sup>88)</sup>。ソ連はこれまでイタリア一国にかかわる問題とヨーロッパ全体にかかわる問題とを区別していなかったが、ここに至って後者よりも、前者の方を重視していることが明らかとなった。それは、たとえば、委員会の名称問題に現われた。ソ連は「軍事政治委員会」の名称をロンドン委員会ではなく、イタリア委員会の方に保存しようとした<sup>89)</sup>。ソ連のイタリア委員会重視傾向は、両委員会の構成問題にも現われた。ソ連はイタリア諮問委員会の構成をできるだけ三大国か、あるいはせいぜいフランスを加えた四大国に限定しようとしたが、ヨーロッパ諮問委員会の方は広く他の連合諸国に開放する用意があった。これに対して、西側は、前者には対伊戦争に貢献の大きいユーゴスラビアやギリシャ代表をも加えるべきだと主張したが、後者は厳密に三大国、あるいはフランスを加えた四大国に限定しようとした<sup>90)</sup>。「軍事政治委員会」を提案したソ連の意図が本来西欧問題に対する発言権の確保にあったことを見れば、イタリア諮問委員会のメンバーの増大を望まなかったのは当然であったといえよう。これに対して、ヨーロッパ全体の問題をカバーする、つまり東欧問題をもカバーすることになるヨーロッパ諮問委員会については、なるべくその管轄範囲 (terms of reference) を狭く限定しようとしている。すなわち、イギリスがヨーロッパ諮問委員会に「戦争に関連するすべてのヨーロッパ問題についての幅広い協議権」を賦与しようとしたのに対し、ソ連はその課題を「戦争の終結と休戦協定の起草に関わる問題の処理」のみに限定しようとした<sup>91)</sup>。もしヨーロッパ諮問委員会がこのような課題だけを担うのであれば、たとえメンバーを拡大したとしてもソ連にとって大きな影響はない筈であった。これに対して、イギリスの主張するように、その管轄範囲を広く解釈するのであれば、ソ連にとってはむしろ

86) 同上, 159.

87) 同上, 159-60.

88) 第4回会合 (1943. 10. 22); 第5回会合 (1943. 10. 23); 第11回会合 (1943. 10. 29), *FR, 1943, I, 606-07, 620-21, 644-65.*

89) 第5回会合 (1943. 10. 23), 同上, 620.

90) 第11回会合 (1943. 10. 29), 同上, 663-65.

91) 第11回会合 (1943. 10. 29), 同上, 664.

ろアメリカが提案（後述）したように、通常的外交ルートを通じて三大国間で交渉する方が望ましかった<sup>92)</sup>。

アメリカは、そもそも「ヨーロッパ諮問委員会」案の前身をなす「国際連合ヨーロッパ委員会」案、「軍事政治委員会」案に消極的であった<sup>93)</sup>。アメリカがイギリスの旧案に批判的であった理由は、国務省戦後外交政策諮問委員会の安全保障小委員会の報告が示しているように、休戦問題の処理機関を「一般的な、すなわち、規模において世界的あるいはヨーロッパ的な、性格において長期的な」機関と結びつけようとしている点にあった<sup>94)</sup>。いいかえれば、アメリカの政策担当者は、早くもイギリス案に、戦争に関連するヨーロッパ問題の処理の名を借りて地域主義的な原理に立つ戦後国際組織の基礎を創り出そうとする意図を嗅ぎとっていたのである。四大国宣言案は、まさにこうしたイギリスの計画に対する対抗策としてアメリカが考え出したものであった<sup>95)</sup>。このような背景において見るならば、アメリカが「ヨーロッパ諮問委員会」案に好意的な反応を示すだろうと期待すべき理由はなかったといわなければならない。

アメリカは、戦争の進行とともに起ってくる問題の処理方法について独自の案を用意していた。アメリカが志向していたものは、イギリス案と大きく相違した。アメリカ案の骨子は、特別の機構を設置せず、問題が起る度毎に三大国のいずれかの首都で常任外交代表が協議する点にあった<sup>96)</sup>。イギリス案との相違は、まず第1に、全くのアド・ホック組織であって戦後国際組織との繋がりを欠いていたことに求められる。アメリカは一般に常設的な国際機関の創出に慎重であり、とくにそれが将来の安全保障組織の基礎となり得る場合には消極的であった。四大国宣言第4条が一般的国際組織の設立を謳っていることに示唆を得て、ソ連代表が準備委員会の設置を提案したとき——因みにこれはソ連が戦後安全保障組織設立のために発揮した数少ないイニシアティブの一つであった——、ハルは非公式の作業の方が望ましいとして消極的な態度を示した<sup>97)</sup>。第2に、アメリカ案は協議の対象をヨーロッパ問題に限定しておらず、全く無拘束であった。前記の如く、ソ連代表は、アメリカ案にメリットを認めたが、ここにおいても好ましくない議題が持ち出されるのを嫌って、協議の前に「三大国政府の予備的な合意」が必要であると釘をさすのを忘れなかった<sup>98)</sup>。

米国務省は、イギリスの事前の打診に対してコメントを拒否したが、会談の席では、アメリカ代表は、「ヨーロッパ諮問委員会」案に賛意を表明し、自国案はイギリス案によってカバーされているとして取り下げた。もっともハルは、なお若干検討の余地があるとして留保のあることを隠さなかった<sup>99)</sup>。アメリカが譲歩した理由は、おそらくイギリスが

92) 第5回会合 (1943. 10. 23), 同上, 620.

93) 「軍事政治委員会」案に対するアメリカの態度については、本稿 (2), 159 を見よ。

94) パスヴォルスキー (Leo Pasvolsky, 国務長官特別補佐官) 覚書 (1943. 8. 11), *FR, Washington and Quebec*, 699.

95) 同上, 700. およびローズヴェルトとハル他との打合せ (1943. 8. 10), 同上, 681-82 を見よ。

96) 三カ国会談議事草案 (1943. 9. 14); 第4回会合 (1943. 10. 22), *FR, 1943, I*, 522, 607-08.

97) 第8回会合 (1943. 10. 26); 議事録第2項 (6), 同上, 642, 750; Woodward, *British Foreign Policy*, II, 588.

98) 第4回会合 (1943. 10. 22), 同上, 608.

99) 同上, 607-08.

「ヨーロッパ諮問委員会」案を自国の最優先議題と指定したためと思われる。アメリカがヨーロッパ諮問委員会に対する明確に消極的な態度を打ち出したのは、ようやく会談後のことであった。ヨーロッパ諮問委員会のアメリカ代表は、委員会の権限をできるだけ狭く解釈することに努め、イギリス代表と鋭く対立した<sup>100)</sup>。アメリカの消極姿勢の主たる理由は、言うまでもなくその地域主義的性格にあった。ハル國務長官は、12月23日付の駐英大使宛の訓令において、「当然のことながら、われわれは、世界的規模の一般的平和・安全維持組織の機能を先取り、あるいは奪取するような形でいかなる種類の地域理事会ないし地域管理体制も設立されないことに関心をもっている。したがって、われわれは、この時点でヨーロッパ管理機関への道を敷くと解釈されかねないような形でいかなるヨーロッパ問題処理機関も設立されないことを願っている」と指摘している<sup>101)</sup>。こうした公式の理由づけの背後には、イギリスの史家が「中西部アメリカ人の田舎者の偏見」と名づける、イギリスに対するむき出しの対抗意識があった。アメリカ要路の人々には、ヨーロッパ諮問委員会は、西側の政治的重心をワシントンからロンドンに移し、ヨーロッパに対するアメリカの影響力を弱めようとするイギリスの策略と映った<sup>102)</sup>。ハリー・ホプキンズのような大統領にもっとも近い立場の人物でさえ、モスクワ会談後、ワシントン駐在の東欧大使に、イギリスは「アメリカをヨーロッパ問題から巧妙に締め出そうとしている (to ease America out of European problems)」と語り、モスクワ会談がヨーロッパ諮問委員会を発足させたことについて敗北感を隠さなかった<sup>103)</sup>。このように地域主義対普遍主義という一見ドクトリンの争いと見えた英米間の争いは、アメリカの指導者自身の認識において、西側陣営内部のヨーロッパ問題に関する指導権をめぐる争いに他ならなかったのである。もっともこうした議論は、公の場にもち出すことができなかった。アメリカがヨーロッパ諮問委員会の権能を限定するために用いた最後のアーギュメントは、作戦遂行中の軍司令官の権限の絶対性であった。アメリカの軍当局は、先に「軍事政治委員会」案が論議にのぼった際にも、自国出身の軍司令官の権限を守ることにことのほか熱心であった。

このように、ヨーロッパ諮問委員会をめぐる環境は必ずしも好ましいものではなかった。しかし、イーデンは、モスクワ会談において準備不足、時間不足その他の理由で審議未了となった一連の重要課題——ドイツ占領問題、解放領土に関する宣言、フランスの民政問題等——を「ロンドン委員会」に附託するよう巧みに議論を導いて、事実上の機能面からその存在意義を裏付けていった<sup>104)</sup>。こうしてヨーロッパ諮問委員会は、大きな課題と期待を担って呱呱の声を挙げたが、その前途は不確かであった。地域主義的な国際組織の基盤を創るというイギリスの意図は、すでに、相互主義の裏付けなしに東欧問題に対する発言権を確保しようとする試みとしてソ連の疑惑を買っていたし、他方において抬頭する世界強国をヨーロッパ問題から排除する陰謀としてアメリカの反撥を招いていた。はたしてイギリスに、こうした米ソの遠心的傾向を統合し、ヨーロッパ諮問委員会を真に実効

100) 1943年末までの経過については、同上、801-19にある諸文書を見よ。

101) 同上、812。

102) Wheeler-Bennett, Nicholls, *Semblance of Peace*, 138-40.

103) Ciechanowski, *Defeat in Victory*, 229-30.

104) 第7回会合 (1943. 10. 25); 第9回会合 (1943. 10. 27), *FR, 1943*, I, 629, 651, 653.

力ある機関とする能力があったかどうかは、疑問としなければならない。

#### iv. 東欧諸国の政権

モスクワ会談において論議にのぼった東欧問題は、政権の問題と国際関係の問題とに大別することができよう。モスクワ会談は、すぐれて一般的なルールの確定を課題とした会談であったから、具体的に東欧の個々の国をとりあげて、政権あるいは国際関係の態様かくあるべしという議論は少なく、むしろ抽象的に東欧諸国の政権あるいは国際関係のありかた一般を規制する原則を問題としたのであった。政権の問題は、占領地域および解放地域の行政に関する討論によってカバーされたといつてよい。もちろん、それは、ドイツ軍撤退後の真空地帯に全く新しい行政組織を設立する問題ではなかった。東欧のどの国にも、すでに何らかの形の政権が存在していた。つまり、占領地域あるいは解放地域の行政の問題は、おのずから既存の政権をどのように扱うかということから始まらざるを得なかった。それは、連合側諸国においては、亡命政権やパルチザン運動との関係の問題であり、枢軸側諸国においては、親独政権との和平接触、休戦協定の問題であった。

##### (1) 亡命政府とパルチザン

先に見たように、英米の占領および解放地域の行政に関する一般声明の試みは、ソ連の反対に遭って挫折した<sup>105)</sup>。東西の対立は、連合軍司令官の権限をいつまで、どの程度認めるか、またこれと関連して当該国勢力の民政参加をいつから、どの程度認めるかにかかわっていた。後者については、何をもって当該国勢力とみなすか、亡命政府か、それとも国内勢力かでさらに意見が分かれ得た。アメリカは、作戦遂行中の連合軍司令官がなるべく軍事問題以外の考慮によって煩わされないことを望んだ。これはおのずから当該国勢力の民政参加を極少にとどめ、たとえ認めるとしても、連合軍司令官にその時期と程度の決定を任せるという志向を生んだ<sup>106)</sup>。アメリカの意図したものは、したがって、軍政府 (Military Government) の構想に近かった。これに対して、ソ連は、作戦遂行中の連合軍司令官の最高権を認めつつも、なるべく当該国勢力の民政参加を促進せんとした。米ソの見解の相違は、ソ連が当該国勢力の民政参加の時期と程度を連合軍司令官にではなく、軍事政治委員会に決定させようとしたところにもっとも鋭く顕われた<sup>107)</sup>。米ソの立場は、それぞれの具体的な利害と密接に結びついていた。西側連合軍の指揮権はこの時点ですでにアメリカに移りつつあり、したがって、軍司令官の権限の確保はとりもなおさずアメリカの行動の自由を意味した。これに対して、西欧問題に対する発言権を高めようと欲していたソ連は、おのずから自国の代表も参加する軍事政治委員会の、軍司令部に対する立場の強化に関心を抱いたのである。

占領および解放地域の行政問題にもっとも大きな関心を示したのは、イギリスであった。イギリスは、おそらく植民地経営の経験から、アメリカの主張するような軍政府方式が長くは維持し得ないことをいち早く察知した。ことにフランスのような伝統あるヨーロ

105) 本稿 (2), 155-56.

106) ハルからハミルトンへ (1943. 9. 23), *FR*, 1943, I, 529-30. およびモスクワ会談におけるイタリア問題の審議に際してのハルの発言を見よ, 第9回会合 (1943. 10. 27), 同上, 650-51.

107) ハミルトンからステティニアスへ (1943. 10. 19); ステティニアスからハルへ (1943. 10. 20), 同上, 569, 588-89.

ヨーロッパの大国の場合、イギリスは、はじめから大きな抵抗を予想した<sup>108)</sup>。加えて、軍政府方式が可能だとしても、西欧においてアメリカの軍政が施かれれば、東欧においてはソ連の軍政が施かれることになるのは明白であった。いずれの見通しも、自国の安全保障の立場からヨーロッパ諸国の独立回復・強化を望んでいたイギリスにとって好ましいものではなかった<sup>109)</sup>。このような理由で、イギリスは、ソ連と同様、なるべく軍司令官の権限を制限し、当該国勢力の民政参加を促進することに関心をもった。ソ連と相違していたのは、当該国勢力の理解である。ソ連は先に見たように、亡命政府よりもむしろ「連合国に共感を寄せている現地の人材」の民政参加を欲した<sup>110)</sup>。これは、ソ連が自国の影響力が限られている亡命政府の参加を好まなかったことを示している。それはまた、ソ連が当時一般に自己の政策の協力者としてなんらかの既成組織を代表する人物よりも、有力とみなされた親ソ的分子、あるいは少なくとも親連合国分子を個別にピックアップしてくることを好んだことの一つの顕われとも見ることができよう。これに対して、イギリスは、なるべく亡命政府の本国復帰を望んだ。これには、言うまでもなく、多くの亡命政府がロンドンに籍をおき、イギリスの強い影響下にあった事情が作用していた。しかし、それと同時に、イギリスには、ド・ゴールの率いるフランス国民解放委員会のように、ロンドンに本拠をおかず、強度に反イギリス的であっても当該国人のあいだで勢力を獲得するに至った組織は、すすんでこれを認め、その支持をとりつけようとする姿勢があったことも指摘されなければならない。アメリカもまた亡命政府の帰還を支持したが、イギリスと異って政権の連続性自体に価値をおいたからではなく、軍事的観点から亡命政府の帰還が公共秩序の速かな回復に寄与し、銃後の安定を保障するだろうと期待したからであった<sup>111)</sup>。アメリカは、将来人民投票がすべてを決定するだろうと考えていたので、過渡期の政治体制にはそれほど関心を注がなかった。

イギリスは、ケベック会談で英米の合意を見た旧案がソ連の支持を得るのは困難とみて、全く新しい案をモスクワ会談に提出した。旧案と比較して、新案の特徴は、占領地域の問題が切り離され、もっぱら解放地域のみが対象となっている点にあった。また解放地域のなかでも、アメリカの異議を招きやすいフランスについては、別個の宣言案が用意された。新案は、解放地域においては「連合国側の関係政府、あるいはこうした政府が存在しないところでは、自由選挙による立憲政府の形成まで政府的権力を行使する能力ありと認められた適当な機関」が政府業務を再開するのを認めると宣言し、軍事作戦継続中は軍事・民事両面における最高責任が事実上連合軍司令官の手に集中されることを認めながらも、こうした責任ができるかぎり速かに適当な連合国側政府機関に移されること、行政・司法業務の再建はできるかぎり「連合国側の大義への忠誠を証明した当該国内の市民」によって行なわれることを謳っていた<sup>112)</sup>。

108) Woodward, *British Foreign Policy*, III, 11-12.

109) チャーチルがモスクワ会談に出席するイーデンに対して与えた指示のなかには、次のような言葉がある：イギリスは「一般的必要と世界の安全によって要請される以外には、ヨーロッパの諸国民の家族のどの部分も、従属ないし制約の状態のもとにおくことを欲しない。」Woodward, *British Foreign Policy*, V, 75.

110) 本稿 (2), 157.

111) ハルからハミルトンへ (1943.9.23), *FR*, 1943, I, 530.

112) 会談文書 35号, 同上, 738.

アメリカは、フランス国民委員会に民政を移管することを明確には謳っていないフランスに関する宣言には会談直前に同意を与えた<sup>113)</sup>が、解放地域一般に関する新しい宣言案には最後まで支持を拒んだ<sup>114)</sup>。アメリカがイギリスの新案に消極的であった直接の理由は関係文書の欠如のため明らかでないが、旧案よりも積極的かつ詳細に当該国勢力の民政参加を規定しているのが好まれなかったものと思われる。ハルは、会談の席上、フランス問題と解放地域問題との関連を指摘し、つぎのような意味深長なコメントを行なった：「これらの問題の討議において、どこまで連合政府は自らの望むような政府を設立し、それを維持するために力を行行使す用意があるのかという問題が一層強く提起されることになる。すでにこの点について多くの異った意見があり、ある者は大胆にそうしたいと考え、他の者は非常に柔軟な一般的態度をとるべきだと感じている。三大国は、民主主義が至るところで確立されるべきこと、戦後世界の政治、社会、経済構造が民主主義の原理を反映すべきことについて一致することができる。しかし、どの程度自己の願望を追求してよいかは非常に複雑な問題であり、対象となる国や地域によって様相の異なる問題である。」<sup>115)</sup>

この発言は、しばしばのちのソ連の対東欧政策に対する警告と受け取られているが、前後のコンテキストから判断するならば、その批判の直接の鋒先はソ連というよりもむしろイギリスに向けられていたように思われる。たしかに、ハルは、ソ連がイタリアの反ファシズム化のために行なった7項目の提案を好意的に見ず、その適用範囲をイタリアに限定して、他の占領地域の先例とすることに反対している<sup>116)</sup>。しかし、前記発言はイギリスの解放地域に関する宣言案と関連して行なわれているのである。ハルは、とくに「三大国自身が直接かつ硬直した態度で当該地域にあれこれの政府形式を押しつける試み」<sup>117)</sup>を批判しているが、これはイギリスの宣言案が亡命政府の本国復帰を原則としているのを念頭においたものと思われる。このことは、ハルが前記の発言に続いて「たとえば10個の亡命政府があるとすれば、そのうちの幾つかは、われわれ三カ国にとって完全に受け入れ可能だろうが、他のものについては若干の疑問なしとしない」と述べていることから窺い知ることができる。要するに、アメリカの見解は、占領地域の問題にせよ、解放地域の問題にせよ、国や地域によって事情が大いに異なるので、さしあたり「非常に柔軟な一般的態度」だけを定めておいて、あとはケース・バイ・ケースで対処してゆくべきだという主張に尽くされる。このように第2次大戦中のアメリカの原則外交は、具体的な問題に関するほとんど無制限のオポチュニズムと表裏の関係にあった。

もしアメリカが、二、三の亡命政府に若干の疑問を抱く理由をもっていたとすれば、ソ連はアメリカ以上に疑問を抱く理由をもっていたといわなければならない。ソ連は、東欧

113) 議事録附属文書5号、同上、760-61。宣言案の成立事情については、ハルからワイナントへ(1943. 12. 23)、同上、812-13を見よ。フランスの民政に関する宣言の性格については Issraeljan, *Antihitlerkoalition*, 232-33を見よ。

114) ステティニアスからハルへ(1943. 10. 12); ハルからワイナントへ(1943. 12. 23), *FR, 1943, I*, 555-56, 813-14。

115) 第9回会合(1943. 10. 27)、同上、652。

116) 第4回会合(1943. 10. 22)、同上、604。

117) 第9回会合(1943. 10. 27)、同上、652。

連邦案に関する声明において、現在の亡命政府が国民の真の意思と恒久的願望を表明しているかどうかを強く疑い、「その特殊な状況によって国民と密接な結びつきをもち得ない亡命政府の決定による連邦の形成は、当該国民にその願望と一致しない決定を押しつけることと解釈し得る」と断じている<sup>118)</sup>。このように、ソ連は、アメリカと同じく、外国の「国民の真の意思と恒久的願望」をその政府よりもよく知っている、あるいは少なくともそれを確める方法を知っていると信じ、これに基づいて当該政府の正統性を自由に承認あるいは拒否できると考えたのであった。解放地域問題の討議においては、ソ連代表は、宣言案の検討をヨーロッパ諮問委員会に附託するという西側の提案によって、さしあたり自己の態度を表明する必要から免れ、たんに「問題は非常に複雑であり、時間をかけて検討する必要がある」とだけ述べるにとどまった<sup>119)</sup>。

解放地域に関する宣言は、モスクワ外相会談で討議された他のすべての宣言と同様、具体的な問題と密接に絡んでいた。ここでも、ソ連軍による解放を目前に控えたポーランドは、モスクワ会談のなりゆきを特別の関心をもって見守っていた。ケベック会談で合意を見た声明案は、厳重な秘密事項とされたが、おそらくイギリス側から、ロンドン駐在の亡命政府に内容の一端が漏れたものと思われる<sup>120)</sup>。ポーランド政府は、すでにモスクワ会談の前に、ケベック決議を引いて「われわれはポーランドの領土で統治機関を設立し、行政を引き継ぐ権限を与えられており、ソ連による占領を望まない」と英米の注意を喚起していた<sup>121)</sup>。こうした亡命政府の要請に応じてイギリスは、外相会談に「ソヴェト=ポーランド関係およびポーランドに対する政策一般」を提議し、これをヨーロッパ諮問委員会に次いでもっとも重要な議題とみなした<sup>122)</sup>。イギリスの狙いは、ポーランドとソ連の国交回復を実現し、ポーランド政府の本国帰還を容易ならしめることであった。アメリカもまたポーランド問題を重視しているように見えた。モスクワへの出発前にポーランド大使を引見したハル国務長官は、ソ連軍のポーランド進駐後できる限り早くポーランド政府の帰還、行政の引き渡しが行なわれるべきだという要求は、たんに論理に適っているばかりではなく、ケベック会談で確認された原則にも合致していると語り、自分は自分の国の立場を擁護するのと同じようにポーランドの立場を擁護する決意であると保証した<sup>123)</sup>。しかし、実際の会談の席でのハルの態度は全く異っていた。イーデン英外相がまず非公式の席

118) 議事録附属文書7号, 同上, 762. ソ連の声明は「亡命政府」に、通常用いられる *governments-in-exile* ではなく、貶価的な意味をもつ *émigré governments* の言葉を充てている。

119) 第9回会合 (1943. 10. 27), 同上, 652.

120) *FR, Cairo and Teheran*, 382, 脚註4; Woodward, *British Foreign Policy*, II, 643, 脚註1; イーデンと被占領諸国外相との会談 (1943. 9. 1), *Documents on Polish-Soviet Relations 1939-45* (London 1961-67), II, 37.

121) イーデン=ミコワイチク (S. Mikołajczyk, ポーランド亡命政府首相) 会談 (1943. 10. 5); ポーランド政府のイーデン宛覚書 (1943. 10. 5), 同上, 62, 65, およびポーランド政府のハル宛覚書 (1943. 10. 6), *FR, 1943*, III, 470; Ciechanowski, *Defeat in Victory*, 214 を参照。

122) イーデンはハルとの事前の会談において、とくに、この二議題についてアメリカの協力を要請している。ハル=イーデン会談 (1943. 10. 19), *FR, 1943*, I, 571-72. なおイギリス政府内部での事前の討議については、外相覚書「ソ連の西方国境」(1943. 10. 5), Antony Polonsky 編, *The Great Powers and the Polish Question 1941-1945. A Documentary Study in Cold War Origins* (London 1976), 151-53; Woodward, *British Foreign Policy*, II, 639-44 を参照せよ。

123) Ciechanowski, *Defeat in Victory*, 217, 221.

でポーランド問題についてアメリカの協力を要請したとき、ハルは、これは主としてポーランドと条約関係をもつイギリスの問題であるとして、消極的な態度を示した<sup>124)</sup>。はたして、アメリカ代表は、イーデンが三者会談の席でソ連=ポーランド関係の問題を提起したとき、「わが政府に関していえば、隣人が仲違いしたときには、その原因あるいは本質に立入ることなしに、共通の隣人として、こうした対立は修復可能との希望を表明する資格がある」と述べただけで、とくにイーデンに加勢しようとせず、またポーランドの立場を擁護しようとしなかった<sup>125)</sup>。

ソ連代表の態度はきわめて明快であった。モロトフは、「ソヴェト政府はポーランドの独立に賛成する。しかし、ポーランド側にもソ連に友好的な感情を抱く政府がなければならない。欠如しているのは、まさにこの要素である」と指摘して、外交関係の回復についてなら言質を与えなかった<sup>126)</sup>。ソ連代表団の一員リトヴィノフは、夕食会の席でポーランド問題に触れ、ポーランドは小さな民族国家として妥当な国境の範囲内で生きる術を学び、大国であるという観念を捨てなければならない、その利害がソ連と衝突したときは譲らなければならない、と語ったと伝えられる<sup>127)</sup>。注目に価するのは、モロトフが、外交関係回復の問題はソ連とポーランドの両国のみに関わる問題だとして、英米の介入を頭から斥ける態度を示したことであろう<sup>128)</sup>。

帰国後、英外相は、ポーランド政府に対して、交渉失敗の原因はポーランド政府が領土問題での譲歩を取引材料として使うことに反対したことにあると非難した<sup>129)</sup>。事実、モスクワ会談を通じて領土問題は一度も討議されなかった。アメリカは、イギリスと反対に、領土問題——ハルの言葉を借りれば「際限のない厄介事のパンドラの箱」——を首尾よく封じ込めたことを原則外交の大きな勝利と感じた<sup>130)</sup>。しかし、領土問題についての沈黙は、西側がポーランド政府の反対を顧慮してあえて提起しなかったためではなく、ましてやソ連がアメリカの原則外交の圧力を感じて控えたためでもなかった。ソ連側は、単純に領土問題を解決済みのこととみなして討議にかける必要を認めなかったのである<sup>131)</sup>。このことは、事態が領土問題を越えて進展していることを物語っていた。

パルチザンへの援助問題は、軍事問題であると同時に、また高度に政治的な問題でもあった。なぜなら、あれこれのパルチザン運動への挺子入れは、将来の政権問題を前もって決定するに等しかったからである。ここでもパルチザン援助政策の高度の政治性を明るみに出す役割を果たしたのはポーランド問題であった。ポーランドでは、バルカン諸国と異な

124) ハル=イーデン会談 (1943. 10. 24), *FR*, 1943, I, 622.

125) 第11回会合 (1943. 10. 29), 同上, 668.

126) 同上, 667; イーデンから本省へ (1943. 11. 6), *Great Powers and Polish Question*, 157.

127) Feis, *Churchill, Roosevelt, Stalin*, 196. このリトヴィノフの発言は公式記録には載っていない。

128) 第11回会合 (1943. 10. 29), *FR*, 1943, I, 667-68.

129) イーデン=ミコワイチク会談 (1943. 11. 12), *Documents on Polish-Soviet Relations*, II, 75-76. およびラチンスキ (Edward Raczyński, 駐英ポーランド大使)=カドガン会談 (1943. 11. 2), 同上, 73 参照。

130) Hull, *Memoirs*, II, 1273. ウッドワードは、イギリス側にもモスクワ会談は領土問題を提起しなかったがゆえに成功であったとする評価があったことを記している。Woodward, *British Foreign Policy*, II, 582.

131) 会談後のリトヴィノフの談話を参照。ハリマンからハルへ (1943. 11. 10), *FR*, 1943, I, 701.

って、反独武装抵抗運動の主役を担ったのは、亡命政府系の国内軍 (Armia Krajowa, 略称 AK) であった。その勢力は、最盛期には兵員 30 万を数えるほどになった<sup>132)</sup>。ポーランド政府は、西側連合軍に、この地下軍隊への武器援助を求めたが、1943 年 9 月、英米連合参謀本部は、サボタージュと諜報活動に必要な資材以外は供給しないという決定を下した。本格的な武器援助を延期した公式の理由は、航空機の不足とバルカン半島優先の必要という主として軍事的性格のものであった。しかし、イギリスの欽定史家ウッドワードは、この決定について、「政治的考慮によって影響されたかも知れない」と記している<sup>133)</sup>。いずれにせよ、問題の本質は、モスクワ会談における討議によって明らかとなった。イーデンは、ポーランドの抵抗部隊への武器援助問題に触れ、連合参謀本部が本格的援助の決定を下す前にこの点についてのソヴェト政府の見解を知りたいと思うと述べている。これに対して、モロトフは、自分は軍人ではないが、武器をどこに送る際にも一番大切なことは、その武器が信頼できる人々の手に入り、意図通りの目的に使われるのを保障することであるのは全く明らかだと答えている<sup>134)</sup>。

言うまでもなく、占領下の連合諸国の武装抵抗運動のなかで最大の規模をもって展開され、もっとも深刻な問題を提起したのは、バルカン諸国、とくにユーゴスラヴィアの共産党系パルチザンであった。西側諸国のバルカン・パルチザンに対する関係は、ソ連のポーランド国内軍に対する関係と似たところがあったが、一つの大きな相違が存した。ソ連は、その地理的位置や圧倒的な陸軍力のおかげで 1943 年末の段階ではすでにポーランドの親西欧ゲリラの軍事的価値を無視し、その問題をもっぱら政治的観点から処理することができたが、西側は同様の態度でバルカン諸国の親ソ的パルチザンにアプローチできる立場になかった。

先に見たように、イギリス外務省は、すでにこの時点でギリシアについては政治的要請を、ユーゴスラヴィアについては軍事的要請を優先させる方針を採用していた<sup>135)</sup>。しかし、ユーゴスラヴィアについても、亡命政府の帰還という目標を断念したわけではなかった。イギリスがモスクワ外相会談の議題として「ユーゴスラヴィアの抵抗運動に対する共通政策」を上提した<sup>136)</sup>のは、ソ連の協力を得ることによって二つの要請を和解させることを狙ったものであった。すなわち、イーデン外相は、会談の席において、イギリスがユーゴスラヴィアの抵抗運動のなかの両勢力と接触をもっていること、ミハイロヴィチ派には今後対独闘争においてより積極的な方針をとらせるとともに、チトー派にも引き続き援助を行なう意図であることを説明したのち、三大国が両派を対独闘争において協力させ、

132) 拙稿『戦後ポーランドの成立。ソ連外交とポーランド労働者党の戦術 1943-1945 年』、「スラヴ研究」, 18 (1973/9), 122.

133) イーデンから本省へ (1943. 11. 6), *Great Powers and Polish Question*, 157-58; Woodward, *British Foreign Policy*, II, 641.

134) 第 11 回会合 (1943. 10. 29), *FR, 1943*, I, 667.

135) 本稿 (2), 167.

136) 第 16 議題。実際には、ユーゴスラヴィア問題は、第 4 議題「イタリアとバルカン半島の情勢についての意見交換」においてごく簡単に討議されただけで、第 16 議題はイギリスの希望で撤回された。第 5 回会合 (1943. 10. 23); 議事録, *FR, 1943*, I, 617-18, 754 を見よ。なぜイギリスが第 16 議題を撤回したのか明らかでないが、おそらく第 4 議題の討議からあまり成果が期待できないとの印象を得たことが主な理由であろう。

将来内輪争いが起るのを防ぐよう努力するという提案を行なった<sup>137)</sup>。これは、具体的には、イギリスが亡命政府と語らって共産党系パルチザンと協力させる代りに、ソ連がパルチザンに対する自己の影響力を行使して亡命政府と協力させることを意味した。

しかし、米ソの反応はきわめて素気ないものであった。アメリカ代表は、見解表明を拒んだ。モロトフもまた、検討のためにもう少し時間が欲しいと述べてコメントを避けた。イーデンは、さらに語を継いで、イギリスのバルカン政策の目的は、この地域のゲリラ部隊を対独闘争において援助し、できるかぎり内輪争いを防ぐことにあるが、ギリシアにおいて最近このような協力関係が崩れてきているのでこれを修復する必要があると附言した。しかし、この示唆に対しても米ソ両国から何のコメントも寄せられなかった。ただアメリカ代表は、ここで米軍のディーン (John R. Deane) 大将の発言を求めた。ディーンは、米戦略業務局 (OSS) がバルカン半島でサボタージュと破壊工作を実施する装備・人員を有しており、この地域に空路その他の方法で浸透する準備をしていると述べたのち、「米軍当局は、こうした措置がソ連政府の意に適うものであると希望する。これらの作戦の目的は純粋に軍事的なものである」とつけ加えた。これに対して、モロトフは、さらに詳しい情報の提供を求めている<sup>138)</sup>。

イーデンは、公式の席で思わしい成果が得られなかったので、会談最終日の私的な会話の席で再度ユーゴスラヴィア問題を切り出した。モロトフは、ソ連政府はパルチザンとほとんど接触がないとしてイギリスの求めに応じなかったが、使節団派遣の意図を漏らし、ソ連使節団をイギリス使節団と接触させ、イギリス支配地域から活動させることを約した。イーデンはこれを歓迎し、さらにミハイロヴィチのもとにも使節団を派遣してはどうかと提案したが、モロトフはそれぞれに一つずつ使節団を派遣するよりも全然使節団を派遣しない方がまだよいと答えている<sup>139)</sup>。

ソ連がユーゴスラヴィアの共産党系パルチザンと接触をもっていないという主張は事実反しているが、その行動にほとんど影響を及ぼし得なかったということは真実であったように思われる。チトーは、外相会談開催の報を聞いて、1943年10月3日付のソ連共産党指導部宛の電報で、パルチザンが亡命政府も国王も認めていないこと、その帰国を是認しないこと等を伝え、来るべき英米外相との会談においてソ連がこうしたパルチザンの立場を代弁してくれるように要請している。ソ連は、モスクワ会談において、このパルチザンの依頼に応えなかったばかりか、今後パルチザンとの接触をイギリスの監視下に行なう用意があることさえほのめかしたのである。テヘラン会談においては、ソ連は、使節団を共産党系パルチザンにではなく、ミハイロヴィチ軍に派遣することを示唆したほどであった。これは、ソ連が、バルカン半島においてはなお西側の疑惑を招くような一切の行動を慎しもうとしていたことを示している。しかし、ソ連は、のちに自己の行動を拘束する恐

137) 第5回会合 (1943. 10. 23), *FR*, 1943, I, 617-18; Woodward, *British Foreign Policy*, II, 586.

138) *FR*, 1943, I, 618-19.

139) Eden, *Memoirs*, II, 417; Woodward, *British Foreign Policy*, III, 299-300, 脚註3; Barker, *British Policy*, 137. ソ連政府が実際に使節団派遣を決定したのは、1943年12月であった。Т. С. Бушуева, 《Народно-освободительная война в Югославии и участие в ней советских людей》, *Советские люди в освободительной борьбе югославского народа 1941-1945 гг. Воспоминания, документы и материалы* (Москва 1973), 22.

れのある何らかの立場にコミットすることを注意深く避けた。

## (2) 親独政権の処遇

枢軸側諸国の戦後政権の問題は、本来占領・解放地域の行政に関する宣言のなかで取り上げられる筈であったが、イギリスがこの宣言から占領地域の問題を切り離したため、別個の問題として論議されることになった。直接関連する議題は、第7議題「ドイツとヨーロッパの他の敵国の処遇」(傍点——伊東)であったが、実際には、この議題に関しては、ドイツ問題しか討議されなかった<sup>140)</sup>。結局東欧の親独政権の問題は、第13議題「敵国からの和平接触」によってカバーされることになった。

イギリスの提案は、三大国が敵国の政府、集団あるいは個人から平和接触を受けたとき、相互に情報を交換し、対応策について協議することを骨子としていた<sup>141)</sup>。これは、イギリスがすでに1943年3月から実施していた政策を定式化したものにすぎなかった。情報交換と協議の必要そのものについては、他の二大国も異議なく、イギリス案はほとんど無修正で採択された<sup>142)</sup>。問題は、いかに対応するべきかにあった。そして、それはおのずから具体的なケースによって異ならざるをえなかった。

イーデン外相は、まずルーマニアについてソ連の見解を質した。モロトフ外務人民委員はカテゴリー的に、無条件降伏を基礎とする以外にルーマニア政府といかなる取引もなされるべきでないとして、イギリスが接触している在野の政治家マニウはなんら提供すべきものを持たず、議論すべきこともないとして、そのグループとの接触も断つよう要求した。これに対してイーデンは、ルーマニアにかかわる問題はソ連が決定すべきだと述べ、ハル国務長官もなんらこれに異を唱えなかった<sup>143)</sup>。ここに、3月以来イギリスが唱えてきた、ルーマニアをソ連の排他的な責任圏とする案は、三大国の公認の政策となった。

ハンガリーについても、ソ連は厳しい態度をとった。モロトフは、無条件降伏以外のいかなる条件にも応ずるべきでないとし、サボタージュのような中途半端な措置や交渉はなんの価値もないと断じている。これに対してイーデンは、この問題は英ソ間で別に検討したいと答え、「イギリス政府の見解では、現にもっぱらソ連と交戦状態にある諸国については、主たる利害関係国たるソ連がこの種の問題の決定を行なうのが論理的と思われる」と附言している<sup>144)</sup>。注目に価するのは、イーデンがハンガリーをルーマニアと同列においたことである。会談記録をチェックしたイギリス外務省の係官は、外相は以前ルーマニアについてソ連が決定的な発言権をもつべきだと述べたことはあるが、同じことをハンガリーについて述べたのはこれがはじめてであると指摘し、しかるべき機会に訂正するよう進言した<sup>145)</sup>。しかし、イーデンは、モスクワ滞在中にこれを行なう機会を見出すことができなかった。会談後、外務省中欧部の知洪派ロバーツなどは、イギリスは従来通りハン

140) 第7回会合 (1943. 10. 25), *FR, 1943, I, 629-32*. アメリカのこの議題に関する提案書ももっぱらドイツ問題のみを取りあげ、「ヨーロッパの他の敵国」については、全く言及していない。会談文書20号, 同上, 720-23を見よ。

141) 会談文書33号, 同上, 737.

142) 議事録, 同上, 753.

143) 第7回会合 (1943. 10. 25), 同上, 633; Barker, *British Policy*, 228.

144) 第7回会合 (1943. 10. 25), *FR, 1943, I, 633-34*; Barker, *British Policy*, 254-55.

145) 同上, 255.

ガリーの反体制派との接触を続けるべきだと主張したが、イーデンは、つぎのようにその所信を記している：「不幸なことだと思う。ロシア人は、ハンガリーは無条件降伏しなければならず、ハンガリー側にはっきりそう言うべきだと言ってきた。私は、これ以外の方針はとれないように思う。……ハンガリー人と戦っているのはロシア人であって、われわれではない。だから、ロシア人には連合国の政策の決定に最大の発言権を与えられるべきだと考えるだけの理由があるのだ。」<sup>146)</sup> アメリカの公式記録が伝えるところによれば、国務長官ハルは、モスクワ会議において、イーデンのハンガリーに関する言明に「なんら反対を表明しなかった。」<sup>147)</sup> かくしてハンガリーもまたソ連の排他的な責任圏に入ることが諒解されたのである。

フィンランドの処遇については、西側は別の議題と関連して特別の関心を表明している。すなわち、ソ連は戦争短縮措置の一つとしてスウェーデンの参戦を要求したが、英外相はこれをとらえて、もしソ連がフィンランドの独立を保障するならば、スウェーデン参戦のチャンスを高めることができるだろう、と示唆した。これに対して、モロトフは、イーデンの示唆は問題をすりかえるものだときびしく反論し<sup>148)</sup>、和平接触問題討議の際に、フィンランドにもルーマニア、ハンガリーと同じ条件を適用することを主張している<sup>149)</sup>。しかし、百瀬氏の研究によれば、ソ連の実際の外交行動は、この発言とはやや異なった方向を示している。すなわち、ソ連は、フィンランドに対して他の枢軸衛星国に対するよりも柔軟な姿勢をとり、和平交渉開始の前提条件として無条件降伏を要求しなかった。ソ連政府は、1943年の夏から秋にかけて、公式非公式のルートを通じてフィンランド側に和平交渉に応ずる意思を伝え、条件の提示を求めた。結局この接触は妥協点を見出すことができず、もの別れに終わったが、少なくともソ連は無条件降伏を基礎としない和平に応ずる姿勢を示したのである<sup>150)</sup>。興味深いのは、ソ連がフィンランドの主権を侵害する意図をもたない旨くり返し保証しながらも、公式の外交ルートを通じてフィンランド政府の構成に注文をつける態度を示したことである。すなわち、駐スウェーデン・ソ連大使コロンタイ (Александра М. Коллонтай) は、11月20日、和平実現の前提条件として、1) 蔵相タンネル (Väino Tanner) の退陣と、親ソ的な政治家パーシキヴィ (J. K. Paasikivi) の再登場、2) パーシキヴィか他の適当な代表のモスクワ訪問、3) 大統領リュティ (R. Ryti) の最終的辞任を要求した<sup>151)</sup>。このように「友好的政府」は、たしかに既存の政府を基礎とすることができたが、ソ連が反ソ的とみなす特定の政治家を排除しなければならず、またソ連の意中の人物を迎え入れなければならなかった。これはまた、ソ連が「友好的政府」の条件として政策というよりも、むしろそれを支える人の要素を重視していることを示す最初の徴候であった。

フィンランドについて西側が受身であったとすれば、ソ連はブルガリアに関して受身で

146) 同上。

147) 第7回会合 (1943. 10. 25), *FR*, 1943, I, 634.

148) 第2回会合 (1943. 10. 20), 同上, 586.

149) 第7回会合 (1943. 10. 25), 同上, 634.

150) 百瀬「第二次大戦中のソ連のフィンランド政策 (1)」, 108.

151) 同上, および同 (2), 「スラヴ研究」, 21 (1976/10), 230-32 参照。

#### 東欧に関する連合国の戦争目的 1941-1945

あった。イーデン英外相は、ブルガリアがギリシアとユーゴスラヴィアの領土の一部を占領していることを指摘し、ブルガリアと国交のある唯一の連合国ソ連に同国の国内情勢について説明を求めた。これに応じて、モロトフは、ブルガリアの国内情勢に関する覚書を提出した。同覚書は、ブルガリアにおける反政府勢力の抬頭に言及しているものの、政府筋の見解を引用して、ブルガリアの対英米戦争への寄与が全く象徴的なものにすぎないこと、政府はファッショ勢力抑圧の努力を行なっていること等を強調し、イーデンの指摘した隣国の領土の侵蝕については全く触れていなかった<sup>152)</sup>。あきらかにソ連覚書はブルガリア問題への西側の介入を最少限に抑えるように意図されていた。

〔モスクワ会談における東欧問題の討議のなかでもっとも重要な部分をなすのは、東欧連邦案、小国との同盟自衛協定、勢力圏反対宣言等に関する英ソの論戦である。本稿においては、これを第Ⅴ節において論ずる予定であったが、外国出張前の多忙のため果たすことができなかった。読者の寛宥を請う次第である。モスクワへの出発を前にして。1978年8月30日記〕

152) ブルガリアの情勢に関するソヴェト代表団の情報, *FR*, 1943, I, 712-14.